



大根畑（神奈川県三浦市 埼玉分会・高島栄）

目 次

特集 地域を地域で支える

地域を地域で支える	矢坂雅充	(4)
集落営農法人の地域連携	秋葉節夫	(8)
農山村の高齢者の暮らしを支える「共助」と「商助」 －秋田県の先進事例「横手モデル」からの展望	天野恵美子	(16)
ライドシェアと地域社会	佐口和郎	(25)
居場所づくりとしての子供食堂	村山伸子	(33)
TPP11発効と日米物品貿易協定交渉	服部信司	(44)
森林総研研究成果報告 コンテナ苗の特徴と普及拡大に向けて	八木橋勉	(48)

[時評] 亥年のイノシシ

(SK) (2)

☆表紙写真 日の出（神奈川県・湘南海岸 編集部）
「農村と都市をむすぶ」2019年1月号（第69巻第1号）通巻第806号

亥年のイノシシ



今年は亥年だが、猪は古代から日本人に深くかわわってきた。「シシ」とは肉を意味する。イノシシ、カノシシ（鹿肉）は古代人の常食だったようだ。猪はアジア、ヨーロッパ、アフリカに広く分布する。アメリカ大陸にもイノシシ科ではないが、ヘソイノシシという別称を持つペッカリーという類似の動物が生息している。日本にも在来種として北海道を除く全土にニホンイノシシが、沖縄にはリュウキュウイノシシが棲息している。ニホンイノシシの生息数は環境省の推計では約九〇万頭とされ、近年急速に増加し、この二〇年ほどで四倍になっている。

頭数増に伴って、猪による農産物被害も急増している。平成二九年度の野生鳥獣による農産物被害額は一六四億円と推計されているが、そのうち約五〇億円が猪によるもので、鹿の約五五億円に次いで二番目に多い。被害総額はここ数年減少傾向を辿っているが、鳥獣被害にあった農地が結局は耕作放棄されがちなことを考えると、必ずしも被害が減っているとは言えない面もある。

猪などの野生鳥獣から農作物を守るための戦いは昔から続けられてきた。昔の人はシシガキ（猪垣、鹿垣）と

呼ばれる石垣を積んで、害獣の侵入を防ごうとした。紀伊半島にある熊野列石は、幅約1m、高さ1〜2mの石垣が延々150〜200kmに亘って築かれている。これもシシガキとの説が有力で、鹿や猪の害を防ぐ目的で江戸時代に築造されたという。近年は、農山村での過疎高齢化や耕作放棄地の増加によって、「人間側の負け戦」が続いている。耕作放棄地の雑草に隠れて、人のいない集落の田畑に出現し、人間が作った美味しい餌をたらふく食べられる。数が急増するのも、うべなるかなである。

今も現代のシシガキというべき、柵や電気牧柵で侵入を防ごうとしており、柵で集落全体を囲っている所も多い。それぞれの動物で、柵の形状を変える必要がある。ジャンプの優れた鹿には2mの高さが必要で、サルはそれも乗り越えるので、さらなる工夫が必要となる。猪対策用としては、トタンを横にした柵をよく見かける。猪は鈍重そうに見えるが、実は1m以上の高さを軽々と飛び越すジャンプ力を持つ。トタンを横にすると1mの高さはないが、向こう側が見えないため、リスクを冒して飛び越すことはまずない。見栄えはあまり良いとは言えないが有効なようだ。しかし、実は鹿もそうだが、野生動物は地際からもぐり込むことが得意で、少しでも隙間があると、そこから侵入されてしまう。猪は鼻で押し上げる力も強く、大人一人くらい重さの石も持ち上げられるので、地際がきちんとしていない柵は、押し上げら

れてしまう。戦いには膨大な費用と時間が必要となる。

最近では農産物被害以外に、人的被害も増加している。都市部の住宅街はもとより、繁華街にも現れ始めている。「猪突猛進」と言われるごとく、時速四〇〇～四五kmの突進力と鋭い牙で攻撃されるため、大腿動脈を破られて失血死する場合も見られる。人身被害が多発している神戸市では、餌付けを禁止する「イノシシ条例」を制定したが、効果を発揮するために再三の強化が行われている。

さらに昨年豚コレラが猪でも確認されたことは、畜産業界には衝撃であった。他にも口蹄疫や米国で蔓延している鹿のBSEであるCWD、野生動物に寄生するダニを媒介とするSFTS、鳥インフルエンザなど、野生鳥獣と家畜あるいは人間間の感染症の広がりは、野生鳥獣管理の難しさを際立たせている。

こうした中で、鳥獣害対策に関する政策も整備されてきており、国の予算額も一〇〇億円以上に達している。対策内容は、①鳥獣の捕獲を内容とする「個体数調整」、②侵入防止柵設置などの「被害防除」、③鳥獣のエサ場や隠れ場の除去を行う「生息環境管理」、④駆除などを行う「担い手確保」、⑤捕獲鳥獣の食肉等としての利活用を意味する「鳥獣の利活用」と、総合的になっている。

猪の捕獲頭数は平成二八年では六二万頭に達しており、うち四六万頭は被害防止を目的とした有害駆除とな

っている。六二万頭という頭数は、鹿の五八万頭を上回っている。有害駆除については経費が国などから支払われるなどの対策が功を奏しているが、それでも鳥獣害はなお深刻化し、ハンターの減少や高齢化などによる担い手不足で、これ以上の個体数調整は難しくなっている。

一方、駆除した有害獣の資源利用は、あまり進んでいない。昨年末に農水省が公表した「野生鳥獣資源利用実態調査」（平成二九年度）によれば、全国五九〇か所の野生鳥獣食肉処理場で処理された猪の頭数は、前年度に比べれば若干増加したものの、約二万八千頭で捕獲頭数の六〇程度でしかない。肉以外の皮や骨などの利用はさらに少ない。国も資源利用に力を入れ始めており、これまで有害駆除に対して一律に一頭八千円が支払われていたのを、処理場に搬入した場合は九千円、それ以外は七千円にするなど、資源利用への誘導を図ろうとしている。また、ジビエ利用を図るために、衛生的な処理施設を国が認定するジビエ認証制度がスタートし、その第一号が昨年生まれた。しかし、認証を受けるには少なからぬ経費が必要とされ、費用対効果の観点から認証申請に躊躇している施設も多い。捕獲や衛生的な処理を担う人材の育成も含め、野生鳥獣を資源として活用し、地域の活性化に繋げるため、川上から川下までの整備には、まだ課題山積と言わざるを得ない。

(SK)

地域を地域で支える

矢坂雅充

農山村では農家の高齢化が進むにつれて、農業生産や生活の維持にさまざまな支障が生じている。六五歳以上の高齢者がいる世帯（高齢者世帯）の中で三世代同居世帯は少数派になり、多くが高齢者夫婦のみの世帯あるいは高齢者の単独世帯（一人身世帯）になっている。これまでのようにもっぱら農業生産に関わっていくことが難しくなり、リタイアの準備を進めて経営耕地面積を減らしたり、リタイアに踏み切った農家も増えている。一部の高齢者世帯が抱えている問題は、基本的な生活さえも維持しえなくなるほど深刻になっている。たとえば高齢のために自動車の運転が難しくなり、日常的な食料品の買い物や病院への通院といった暮らしを支える基本的なことができなくなることも想像に難くない。

基本的な生活のあり方が脅かされているのは、農山村

に限らない。都市地域でも子どもの貧困が広がり続けていると言われる。家庭の中で孤立したまま、食事の場さえ満足に得られない子どもたちが増えている。近所付き合いが希薄になり、子どもたちだけでなく多くの人々が社会との接点を見失い、閉塞感を募らせている。

こうした問題の深刻さが地域の住民、企業、行政などを動かしているのだろう。放ってはおけない地域社会の病ともいえる問題に、それぞれが連携しながら対応策を講じつつある。それは対処療法的な取り組みであるかもしれないが、農業生産者や住民の主體的な活動が基盤になっており、さまざまな分野で関心を集めている。

本特集では、こうした農山村や都市における「弱者」のSOS信号を察知して生まれてきた地域の支援の取り組みを取り上げる。世帯を構成する人数が減り、仕事や

生活の手助けをしてくれる家族がいなくなり、年金収入に依存する高齢者世帯や母親あるいは父親一人が働き手となって生活を切り盛りしている母子家庭・父子家庭の経済的環境も厳しい。企業が提供するサービスを利用するには対価が重すぎるし、行政が提供する住民サービスでは個々人が抱えている困難に弾力的に対応することは難しい。本来、福祉行政に求められているのは住民の生活に密着した人的なサービスの提供であるが、地方自治体にはそのような手厚い福祉を実現するほどの財政的な余裕はない。だからこそ、地元の企業や自治体との連携あるいはそれらからの支援を模索しながら、地域の住民が「弱者」に手をさしのべる取り組みが生まれてきたといえよう。「地域を地域で支える」という特集タイトルの所以である。

むしろこれらの取り組みが地域全体の住民に浸透することは難しく、住民の支援への取り組みが企業や行政との衝突や軋轢をもたらすこともある。また住民らの支援の取り組みが継続されていく保証があるわけでもなく、まして既存の行政からの支援措置や補助を肩代わりするようなものでもない。現状を放置してはならないから、困っている人々の固有の事情を斟酌して必要とされる活動や仕組みを逐次取り入れ、つねに新たな課題への対応が迫られる。それでも地域の共同体、コミュニティを支

えていこうとする小さな取り組みが積み上げられていくなかで、少しずつ地域の弱者が抱えている困難が地域住民、企業、行政に共有され、その困難を軽減する方向性が見えてくるにちがいない。そしてこうした地域におけるさまざまな連携、支え合いが新たな地域コミュニティをつくっていくのではないか。

本特集では、まず「集落営農法人の地域連携」(秋葉論文)が、集落営農法人が直面する労働力の高齢化や機械の更新といった経営課題を、集落営農法人の広域的な連携によって解消する試みを取り上げる。広島県では集落営農法人の広域的な連絡協議会を基盤として、集落営農法人が集落を越えて広域的に連携して、人材の確保や新たな事業展開などを進めつつある。飼料の生産・配合・配達などを担うTMRセンターなどの組織が、地域内で連携して効率的な運営を実現している事例はすでにみられるが、こうした動きが集落営農法人でもみられるようになってきている。集落の農地を守るために設立され合併による再編が難しい集落営農法人が、広く地域農業の持続性の確保という視点に立って連携して、それぞれの法人経営の強化を図っているのである。たとえば、従業員や施設・農業機械の法人間での相互利用や負担の分担によって、効率的な作業の遂行が可能になり、従業員の病気や機械の故障などへの弾力的な対応も可能になる。集

落宮農法人の連携によって生まれた労働力の余裕と事業資金調達力を背景にして、観光ぶどう園や市民農園事業などの新事業も始めた集落宮農法人もあり、今後の事業展開の連鎖が注目される。

次に、「農山村の高齢者の暮らしを支える「共助」と「商助」(天野論文)は、人口減少、高齢化が急速に進行する秋田県で、「横手モデル」として知られる「中山間地域の元気な高齢者が困難を抱えた高齢者の生活を支援する共助組織の取り組み」を取り上げる。横手市やNPOの指導を受けて、横手市でも豪雪に見舞われる県南部にいくつもの共助組織が設立されており、元気な高齢者で構成される有償ボランティア「お助け隊員」によって、雪下ろし・雪寄せ、通院・買い物支援などが行われている。また商助の取り組みとして、近隣の大規模商業施設が共助組織と協力して実現した買い物バスの運行や、集落に唯一残る個人商店での買い物支援が紹介される。なかでも共助組織が個人商店のみで利用できる地域通貨を発行し、有償ボランティアへの賃金の一部を地域通貨で支払って個人商店を買い支える活動は興味深い。奈良県の事例として紹介される自治体と生協の共同事業による村民を配達員とした宅配業務なども商助の多様な展開を示唆している。

「ライドシェアと地域社会」(佐口論文)は、交通不

便地域における買い物や通院などの移動手段として、道路運送法の枠内でUber方式による支えあい交通が設立した経緯、仕組みや設立を可能にした条件を詳細に検討している。NPOが依頼して登録された運転手が、Uberの配車アプリを利用したスマホで乗車要請を受け乗客を送迎する仕組みで、住民によるタクシード的な交通機関として注目される。もっともUberの仕組みがそのまま導入されたのではない。Uberの配車アプリを利用するものの、運転管理者による運転手の対面呼や定期的な車両整備の仕組みによって合法的なNPO方式によるタクシー事業となっている。これまで地域の高齢者対策に積極的に取り組み、行政や住民からの信頼を得ているNPOだからこそ、この新しいタクシー事業の導入が可能になったという著者の指摘は重要である。一方、タクシードの公共交通機関としての役割がいつそう高まっていることも事実である。携帯電話に乗客からの呼び出しがあれば、農作業を放り出して迎えに行くのが、他に交通手段がない地域でのタクシードの役割だという話を兼業農家のタクシード運転手から聞いたことを思い出す。過疎地域で鉄道、バスと宅配トラックなどが共同物流に乗り出しているように、交通手段をもたない高齢者の移動を支える公共交通として、鉄道、バス、タクシード、自家用車のタクシード利用などが相互に連携した仕組みの

登場に期待したい。

「居場所づくり」としての子供食堂（村山論文）は、主に都市地域で展開している子供食堂の実態を農水省が二〇一七年に実施した調査などにもとづいて明らかにしている。子供食堂は行政が設置したのではなく、住民が自主的に取り組んでいる活動なので、その実態はよくわからなかった。調査結果からは、生活困窮家庭の子どもたちを含めて、子どもたちの居場所づくりが子供食堂の目的とされていることがわかる。居場所として感じられること、著者はそれを「ほっとできる、居心地の良い場所と感じている場所」と説明する。自分がいることが認められている場所と言ってもよいだろう。その居場所に多様な人が集まってくれば、その人たちとのつながりが生まれ、生きていく上で直面する困難を乗り越えていくことができる指摘する。他者に無関心な社会での生活は、誰からも関心をもってもらえない孤独と表裏一体である。つながりのある生活を探し求めている私たちの想いが子供食堂による居場所づくりへの共感を呼び起こしているのかもしれない。子供食堂のネットワークの事例を通じて、子供食堂の立ち上げや活動内容の拡充、さらに子供食堂への食料品提供の仕組みなどが生まれてきたことが紹介される。草の根から生まれた小さな活動ではあるが、徐々に相互につながりながら、地域に根付い

ていく過程をみるようである。ヨーロッパの街並みのあちらこちらに近所の人たちが立ち寄るバルやカフェがあるように、いつしか日本にも食をつうじて多様な人が集う街の居場所ができることを期待したい。

地域が直面している「弱者」の問題を地域のなかで解決していくことは難しい。しかし、問題をそのまま放置できず、穴を埋め合わせるかのように住民や事業者が手を差しのべていく姿が、農村や都市のどこどこで見えるようになってきた。支えていく生きがいと支えられる安らぎを求めて、それぞれが「地域」づくりに取り組んでいるようにも思える。こうした私たちの「地域」づくりが重なり合って、地域は地域としての実体を取り戻すことができるのではないか。

集落営農法人の地域連携

広島大学名誉教授 秋葉節夫

一 はじめに

集落営農法人は、二〇〇七（平成十九）年の「品目横断的経営安定対策」、その後の「水田・畑作経営所得安定対策」の対象に含まれた影響もあり、生産条件の有利性、不利性を問わず、その数が増加して、現在に至っている¹⁾。そのような集落営農法人は、集落の合意にもとづき、個別の経営体としての利害追及を越えて、地域農業の全体的な在り方を探る取り組みと捉えることができる。しかし、そうした法人化を果たした集落営農組織のなかでは、米価の低下や後継者難を抱えて、将来的に安定的に経営を継続することが困難な事例も生じてきている。もともとコスト削減や高齢化・人材難を解決する方策として出発したものの、集落営農法人単体の努力で

は解決できない問題も生じてきているわけである。しかし、集落営農法人は集落を単位として組織化されてきたこともあり、合併という道は取りにくいところがある。そこで工夫がなされてきたのは、個々の集落営農法人の経営は維持したまま、さまざまな点で連携をする試みである。いわゆる集落営農法人間の連携である。このことによって、オペレーターや後継者の人材確保とともに、経営の一層の合理化につなげ、地域農業と地域生活の安定的維持を図っていくわけである。この集落営農法人間の連携の試みは当然様々でありえるが、ここでは、広島県東広島市で組織された「ファームサポート東広島」を事例として検討し、こうした法人間連携の実際と同時に、それがもつ波及効果にも言及し、結果的に、全国的な意味で重要性を帯びてくるのではないかという点を明

らかにする²⁾。集落営農法人のなかには設立して二十年を経過するというものも生じるとともに、農業をめぐる近年の動向を踏まえながら、地域の生産と生活を守り、維持していく法人の新たな試みとして注目をしたいということである。

二 広島県の取り組みと集落営農数の推移

広島県は、中山間地域を多く抱えた県で、傾斜度二分の一以上の水田面積が三二パーセント、団地規模五〇アール未満の水田面積が五三パーセントに達している。また、水田を保有する農家の平均経営水田面積は七二・七アールであり、都府県平均の一〇五・一アールを下回っている。当然、米政策改革に対する危機感は大きなものがあり、そこで広島県と関係諸団体からなる「米問題研究会」を設立し、「広島県水田農業振興方針」を策定してきた。そのなかで、広島県が「経営体」として想定した形態は「集落農場型農業生産法人」（集落法人）であった。換言すれば、集落営農と法人化を組み合わせて育成する政策がとられたわけである。

ところで、この「集落農場型農業生産法人」の育成は、二〇〇〇（平成一二）年三月に策定された「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」における重点施策のひとつである土地利用型農業の再構築のなかに位置付

けられている。すなわち、集落法人とは、「集落（一）数集落」が一つの経営体となって集落の農地を一つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営をおこなう法人」と定義されている。それは法人化することで、施設・機械投資の軽減と労働時間の短縮等によるコスト農業の構築にあり、結果として、「集落の農地保全や経済性の向上、法人としての経営の多角化、高度化が進み、これに伴って新規就農者の受け入れ等の可能性が広まり、永続的な経営の構築が可能になる」³⁾というものである。

広島県として「新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定する二〇〇〇（平成一二）年までに設立された法人は七法人である。その後、重点施策として推進するなかで、二〇〇五（平成一七）年末では六十六法人であった。当の行動計画では、①最終目標の二〇一〇（平成二二）年度に四一〇法人を育成し、②広島県の耕地面積五四〇〇〇ヘクタールの三〇パーセントに当たる一六八一五ヘクタールを集積するという目標を掲げていた。続いて、二〇一〇（平成二二）年には、二〇二〇（平成三〇）年二月現在では、集落営農法人数二七〇法人、耕地面積六八四二ヘクタールで、カバー率は一六・四パーセントである⁴⁾。このプランでは、引き続き、「地域

起点」「選択と集中」「協同連携」の基本姿勢で、農林水産業を推進し、農業については、①地域の核となる経営力の高い担い手の育成、②「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立、③「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組みづくりを基本方向としている。そして、二〇二〇（平成三二）年までに三四五法人、担い手農地割合を四一パーセント、販売額の担い手シェアを八三・三パーセントにすることを目標としている。広島県は、この行動計画とチャレンジプランを具体化するために、「ステップアップ事業」（二〇二〇一年）、「経営体質強化事業」（二〇二〇四年）を経て、「育成加速化支援事業」（二〇一〇年）等へと事業を引き継いできている。もちろん、数値目標自体は達成されず、下方修正もなされているが、集落営農法人の位置は依然として大きく、二〇一五（平成二七）年の「人・農地問題加速化支援事業」ともども支援が続けられてきている。

しかし、法人化した集落営農のなかでは、すでに、後継者不足や米価の下落に伴うコスト高、過剰投資を回避できず、法人の設立だけでは問題が解決できない現状に立ち至ってきている。そこで、次に出てくるのが、法人間連携、ネットワーク化により、広域的に経営問題を解決していこうとする動きである。次節では、この点を事例に即して見てみる。

三 集落営農法人間の連携

広島県下では、地域単位での集落営農法人の連絡協議会の組織化がおこなわれており、具体的には、広島県内を東広島支部、芸北支部、三次支部、庄原支部、福山支部、尾三支部の六支部に分類し、それぞれの支部に連絡協議会が設置されている。この連絡協議会の設立の目的は、集落営農法人の設立支援、法人間連携、経営高度化のための研修会の開催などである。二〇〇〇年代の広島県農政の積極的な集落営農法人の育成は、この連絡協議会を中心とした集落営農法人設立支援のもとで急速に拡大してきた。この連絡協議会の活動では、法人間の連携、経営高度化に向けた取り組みも注目されるが、全体としては、集落営農法人の設立期における推進役としての機能を果たしたソフトの支援機能の性格が強かったといえる。以上の連絡協議会の取り組みを基礎として、二〇〇九年十二月、具体的な法人間連携の取り組みとして、「ファームサポート東広島」が設立されることになる⁵⁰。

この「ファームサポート東広島」が設立された背景には、①米価の低迷、②高齢化による労働力の減少（作業を省力化するための機械化）、③機械の更新資金問題（高額の資金が必要だが、更新には補助金がない）、④コスト低減の限界（既に、法人化で究極の合理化をおこなっ

表1 ファームサポート東広島の内容

組織	東広島市内5法人で構成（出資金70万円）
設立	平成21年12月
目的	①連携による更なるコスト低減 ②法人の設立困難な集落農地の受け皿
事業	農業機械の共同利用
機械	貸借：田植機・コンバイン 所有：水稲用ブームスプレアー・WCS用（コンバイン・ラッピングマシン）

注：ファームサポート東広島資料による。

た）があつたといえる。この打開策としては、①コメに代わる収益の確保、②作業省力化のための高性能機械の

導入、③機械更新の資金の確保、④更なるコストの低減（高性能機械の導入による人件費の削減、機械の共同利用による機械費用の低減、資材の共同仕入れによる資材費の低減）が選択肢としてありえる。そして、とくに②③④については、法人間の連携で解決できる可能性があつたわけである。

そこで、二〇〇八年に、前述の法人連絡協議会東広島支部に問題を提起した。ここでは時期の競合で無理だとの声もあつたが、普及所の提案で実態調査をおこなうことになった。その実態調査によると、田植機、コンバインともに平均五〇

パーセントしか稼働していないことが判明した。つまり、機械の共同利用の可能性が見えてきたわけである。

以上のデータを踏まえて、表一に示す内容で、「ファームサポート東広島」が設立された。この場合、参加五法人は、法人連絡協議会東広島支部に問題提起したときに、賛意を示した法人であるが、同時にこの五法人間には、地理的に近いということのほか、既に何らかの関係があり、信頼関係が形成されていたという事情がある。表二は、この五法人間の関係を示したものである。

WCS稲収穫作業が共通するほか、耕畜連携、田植機共同利用、水稲苗取引でも業務重複が見られるのである。なお、「ファームサポート東広島」への参加を見送った法人の事情としては、設立間もない法人では、差し迫った必要性がないこと、距離的に遠いこと、利用日が調整されて制限される不安（希望日に利用できない）、前例がないため不安などがあげられる。いずれにしても、見切り発車の色彩ももちながらも、当面、五法人で出発したわけである。

この「ファームサポート東広島」の具体的な運営方法は、①会員から機械を借り上げて再リースする。②機械は、整備して、保険に加入のうえ、ファームサポートに貸し出す。③利用料は、アワーメータで徴収する。④利用料の三分の一を償却費として還元し、三分の二を修理

表3 利用料金

作業機械	利用料 (円/アワーメーター)	27年度10a推定
田植機	8条：3,500円・6条3,000円	1,394円/10a
コンバイン	6条：17,000円・5条：15,000円	7,559円/10a
防除機	5,000円	490円/10a
飼料稲収獲機	コンバイン・ラッピングマシン・クリッパー 23,500円/10a	23,500円/10a

注：ファームサポート東広島資料による。

表4 機械更新に要した拠出金内訳 (単位：円)

種類	型式	購入金額	重兼農場	さだしげ	いなぎ	かみみなが
コンバイン	6条	8,900,000	2,225,000	2,225,000	2,225,000	2,225,000
田植機	8条	4,125,840	1,375,280	1,375,280	1,375,280	0
		13,025,840	3,600,280	3,600,280	3,600,280	2,225,000

注：ファームサポート東広島資料による。

あること、④常時従事者の通年雇用の確保などである。現在はパート雇用一名がいるが、常時雇用を考えると、通年事務量を確保していく必要があるわけである。

今後の方向性としては、量的規模拡大では、①作業委託事業の実施（この点では、東広島農業公社にオペレーター登録している）、②新規組合員の加入による組織拡大、それによる利用率向上と予備機の余裕解消、③他地域とのネットワーク連携、とくに県下の法人がまとまって資材や機械の購入をすれば、億単位の発注になるので、対メーカー価格交渉力も高まる可能性がある。質的規模拡大では、①大豆・麦等耕作関連部門への拡大、②専属オペレーターによる作業実施である。そして、最後に、コスト削減では、①資材の共同購入、②水稲苗共同育苗・育苗後のハウス活用、③農産物共同販売（加工メーカー・卸・中食企業・福祉施設・学校・病院、である。いずれも、今後のことではあるが、現在の事業を拡大・継続していけば必然的に展望される方向性といえる。なお、この事例では、いわば「連合体」がオペレーター作業をおこない、各集落営農が管理作業をおこなうというより広域的な再編も課題となってくるかも知れない。いずれにせよ、それ自体の法人化は考えられてはいないが、事実上はそうした「三階建」の機能も有しているのである。

四 集落営農法人間の連携の波及効果

それでは、こうした集落営農法人間の連携は、他にどのような波及効果をもたらしているかを見てみたい。「ファームサポート東広島」を構成する中心的法人の「重兼農場」では、全体として、作物は、法人経営の主体である水稲採種事業に影響を及ぼさないよう大豆・麦を主体とした極力労力を要しないものとなっている。しかし、停年帰農者の高齢化等を勘案し、二〇一四（平成二六）年からぶどう栽培（二ハール）を開始し、観光ぶどう園の開設・六次産業化などの経営複合化を図って、常時従事者による経営への転換を図ることを考えてきた。これも、法人間連携により、生じてきた労働力の余裕の有効活用とともに、事業資金の融通も可能になったことから始められている。法人間連携の波及効果のひとつである。さらに、法人所有の畑については、一区画五〇平方メートルの市民農園六七区画を入園者に貸し出し、その一部で広島生協高屋支部のレクリエーション事業、つまり芋ほり、丹波黒豆の枝豆のもぎ取りに供している。平成二九年度の参加者は六〇名にのぼっている。もちろん、これは単独の法人の事業であるが、それを実施する臨時の労働力は、法人間連携によって都合しているのである。法人間の連携を通じることで、法人単独では可能

ではなかった事業の開始、またその労力提供に力があがり、結果的には法人の事業内容・経営強化を実現できているのである。もとより、法人間連携を常に実施できる経緯と実績のうえに可能なのであるが、これからの法人間の連携による地域づくりの実践として重要な点を提供しているのではないかと考えられる。

五 おわりに

事例で検討した「ファームサポート東広島」は、集落営農法人間の地域連携の実際である。この場合は、集落営農法人自体が主体となって、組織化・連携が進んだ点が注目できる。もちろん、こうした取り組みが進んだ背景には、地域で最も早く設立した集落営農法人の後継者問題がある。つまり、設立後二〇年を経過した集落営農法人では、「経営者」と「オペレーター」の後継者が不足している。こうした集落営農法人単体には完結できなかった作業の広域化の試みであり、切迫した具体的課題への対応という面が強い。そして、加えて、米価低落のもとで一層のコスト削減を担うには、これまた連携を通じることが不可欠になっているという事情もある。ただし、こうした対応が法人間の連携・広域化に結びついた要因には、地域単独で設立された「連絡協議会」の存在があった点に特徴がある。要するに、以上のところか

らは、集落営農法人間の連携・広域化は、集落営農法人単位の設立といったことだけではなく、地域農業全体の構築を前提にしているというのである。現在の集落営農法人には、これまでの「転作や事業に対応する」だけではなく、「集落の農地を守る」、さらには集落や地域農業の「持続できる担い手」として発展していくことが求められている。そして、地域に根差した営農活動を展開するなかから、次代の担い手を生み出していくことも求められる。しかし、高齢化の進展、米価の下落などが進むなかで、集落営農法人の活動の充実、発展は簡単なことではない。このため、集落を越えて、いくつかの集落営農法人が集まり、それ自体の担い手の育成とともに、さらには作業委託や共同購入・共同販売もめざす「組織間連携」などの視点を持つことが重要になっているのである。地域の農業と農地を守る集落営農法人の活動は、新しい課題とステージに直面しているということが出来る。

注

- (1) 二〇一八年二月時点で、都府県の集落営農を構成する農業集落が三〇七〇八に達しており、その全集落営農数五一一一に占める割合が二〇・三二パーセントとなっている。同様に、集落営農が集積する農地が経営耕地面積に占める割合が三〇・四パーセントに至っている（農林水産省『集落営農実

態調査報告書』二〇一八年二月）。

- (2) 集落営農法人間連携の前提となる集落営農組織化の動向については、何度か論じたことがあるが、最近のものとして、秋葉節夫「庄内地域における集落営農組織化と担い手の動向」東北社会学研究会『社会学研究』第一〇〇号、二〇一七年、がある。

- (3) 広島県『広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画』二〇〇〇年、四一〜四二頁。

- (4) 農林水産省『集落営農実態調査報告書』二〇一八年二月、の広島県の数字から計算したもの。

- (5) この「ファームサポート東広島」の設立時の内容に言及したものととして、小林元「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JIC総研レポート』第二〇号、二〇一一年、田代洋一「地域農業の担い手群像」農山漁村文化協会、二〇一一年、がある。

参考文献

- 秋葉節夫「庄内地域における集落営農組織化と担い手の動向」東北社会学研究会『社会学研究』第一〇〇号、二〇一七年
 小林 元「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JIC総研レポート』第二〇号、二〇一一年
 農林水産省『集落営農実態調査報告書』二〇一八年
 田代洋一『地域農業の担い手群像』農山漁村文化協会、二〇一一年

農山村の高齢者の暮らしを支える「共助」と「商助」 —秋田県の先進事例「横手モデル」からの展望—

関東学院大学経営学部 准教授 天野 恵美子

1 人口減少・高齢社会における「買い物弱者」

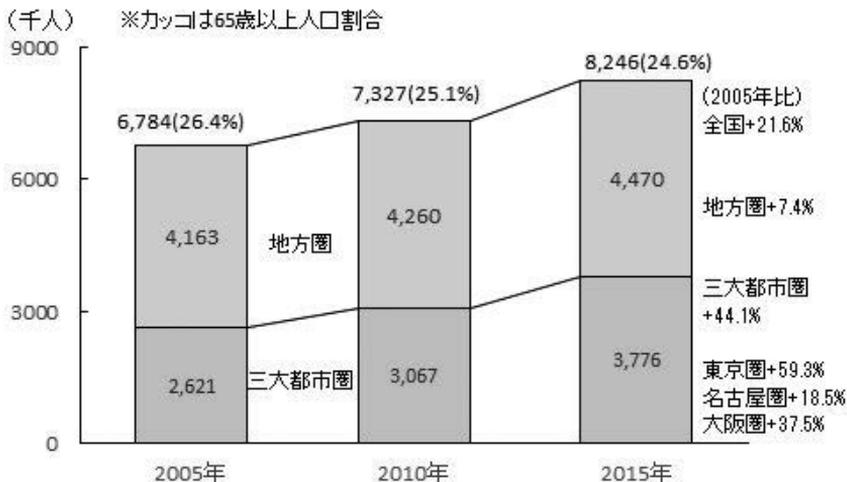
—便利な時代の不便な消費—

人口減少や高齢化が進行する中、近隣小売店の閉店や公共交通の弱体化によって日々の買い物に不便や困難を抱える人が増えている。コンビニエンスストアやインターネットを利用し、いつでもどこでも買い物ができる便利な時代に、「買い物弱者」（買い物難民、フードデザート、食料品アクセス）問題が出現している。農林水産政策研究所（二〇一八）は、食料品アクセス困難人口（店舗まで五〇〇m以上かつ自動車利用困難な六五歳以上の高齢者）が二〇一五年時点で全国に八二五万人にのぼり（全六五歳以上人口の二四・六％）、三大都市圏（東京・名古屋・大阪）において増加していることを示し

た。二〇〇五年と二〇一五年を比較すると全国で二一・六％も増加し、このうち三大都市圏で四四・一％増となり（地方圏は七・四％増）、都市部において問題が深刻化していることが明らかになった（図表1）。

こうした問題は、病院や食品スーパーなどへのアクセスが不便な地域に暮らす一人暮らしの高齢者や自動車を運転することができない高齢者にとって健康や生活の維持にかかわるより深刻な問題となる³。国や地方自治体も、住民の生活インフラを維持するために民間事業者に業務を委託する形での店舗開設、移動販売、宅配サービスや買い物代行、店舗への移動手段（送迎支援、デマンドタクシー）の整備などの支援策を講じてきた。事業を実施する主体も、民間事業者だけにとどまらず商工会、地域住民組織、社会福祉法人、NPO法人など実に多様

図表 1 食料品アクセス困難人口（地域別）



出典：農林水産省ウェブサイト
<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/180608.html>

である。生活協同組合（生協）も店舗や宅配事業のほか、移動販売、介護施設や託児所などを併設する店舗の開設、コンビニエンスストアと共同で店舗を開設・運営するなど様々な取り組みを行っている（白水、二〇一七）⁴。過疎化や住民の高齢化にともない地域活力が低下する中、地域住民の暮らしを支える機能をどのように維持し、地域商業は課題解決においてどのような役割を果たし得るのであろうか。本稿では、人口減少率・高齢化率が日本で最も高い秋田県に注目し、横手市の高齢者の暮らしを支える新たな取組みについて考察する。秋田県は県内全域が豪雪地帯に指定され、都市部に比べて冬季の生活環境は一層厳しく、近隣に買い物場所がない中山間地域に暮らす高齢者を多く抱えている。秋田県の先進モデルとなっている横手市の取組みを手がかりに、地域における生活課題を地域住民自らが解決するための「共助」とそれを支援する地域商業「商助」の課題と可能性について考えてみたい⁵。

2 秋田県の概況

— 全国一位の人口減少率・高齢化率

秋田県は人口減少率・高齢化率ともに全国で最も高い県である。毎年一万人のペースで人口が減り、二〇一七年には人口が八七年ぶりに一〇〇万人を割った。その後

も人口減少に歯止めはかからず、二〇一八年一月に秋田県の人口は九七万九七六五人となった⁶⁾。

国立社会保障・人口問題研究所(二〇一八)は、二〇四五年に秋田県の人口が六〇万一六四九人にまで減少し(二〇一五年比の減少率が全国最大の四一・二%、四二万一四七〇人減)、六五歳以上の人口の割合が五〇・一%と全国で唯一五割を超え、〇〜一四歳の人口の割合が七・四%と最も小さくなるとの推計を公表した⁷⁾。

秋田県の高齢化率(総人口に占める満六五歳以上の人口の割合)は三六・三%(二〇一八年七月一日現在)で過去最高を更新し、全国で最も高い(総務省(二〇一八)「統計からみた我が国の高齢者」で日本の高齢化率は二八・一%)。県下二五市町村全てにおいて六五歳以上の高齢者人口割合が三〇%以上となっている(市町村別の高齢化率は上小阿仁村が五四・四%で最も高く、藤里町四九・三%、五城目町四七・一%と続く。最も低いのは秋田市の三〇・四%)。二〇一四年に日本創成会議が示した「消滅可能性都市」(将来消滅する可能性がある自治体)では、秋田県は一つの村(大潟村)を除く二四市町村全てが消滅する可能性が示されるなど、人口減少、少子高齢化が深刻な問題となっている。

急速に進行する人口減少、高齢化に加え、秋田県は県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯、一

三市町村(一部特定区域)は特別豪雪地帯に指定されるなど、都市部に比べて冬季の生活環境は一層厳しい状況がある。

秋田県は平成二五年度「高齢者等要援護者支え合い体制検証事業」の一環として北秋田市・藤里町・秋田市・横手市で高齢者の生活課題に関する聞き取り調査を行った。その結果、高齢者にとって「冬季の除排雪作業」や「通院や買い物のための交通の確保」に対する不安が最も多く、支援を要する生活課題であることを明らかにしている(秋田県企画振興部提供資料)。冬季は日常的な除排雪作業が必要になるが、屋根からの雪下ろしは重労働であり転落などの危険も多い。また、冬季の外出は困難である上、中山間地域では路線バスの廃線が相次ぎ、徒歩圏内の近隣型商店の閉店・廃業により買い物環境や機会が失われている。かつては個人や同居家族で対応できていた屋根からの雪下ろしや雪寄せ、通院や買い物などの自力での生活維持は世帯主の高齢化や一人暮らしの高齢者の増加などによって難しくなっている。

他県に先駆けて人口減少、高齢化が進行する秋田県では住民自らが地域課題を解決し、高齢者の生活を支援する共助の取組みが始まっている。以下、横手市の中山間地域の共助組織の取組みを概観する。

3 高齢者の暮らしを支える共助組織

図表2 秋田県南部に位置する横手市



横手市は秋田市に次ぐ人口九〇四一〇人を有する県南部に位置する豪雪地帯である(図表2)。横手市の

中山間地域の集落の一人暮らしの高齢者世帯数や高齢者のみの世帯数は秋田県の平均と比べて約二〇年先行している(高齢者人口の割合は三七・七%)。秋田市に比べて積雪量が多く、公共交通の衰退も著しいため高齢者はより不便な生活を余儀なくされている。しかしながら、厳しい条件のもとで展開される中山間地域の元気な高齢者が困難を抱えた高齢者の生活を支援する共助組織の取組み(雪下ろしや雪寄せ、買い物支援など)は「横手モデル」と名付けられ、高齢化が進む秋田県の先進事例となっている。

「高齢過疎地域における共助力アップ支援事業(横手モデル)」(新しい公共支援事業、内閣府)のもと、二〇一二年に四つの中山間地域(保呂羽地区、南郷地区、また又地区、狙半内地区)に、自治体を母体とする住民自ら

図表3 4地域の共助組織(2012年設立)



が地域の課題解決に取組むための共助組織「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された(図表3)。

横手市、特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター(以下、県南NPOセンター)、地域の高齢者が連携して運営・推進する共助組織の取組みは、総務省「平成二六年度ふるさとづくり大賞」の団体表彰(総務大臣賞)を受け、県内のみならず全国的にも注目されている。それぞれの共助組織が地域課題を解決するための有償ボランティア「お助け隊員」

を組織し、具体的な地域課題の解決に向けた取組みとして、①雪下ろしや雪寄せ、②通院・買い物支援、③一人暮らしの高齢者見守り、④農産物・特産物の加工販売などの活動を行っている。横手市、県南NPOセンターの指導のもと二〇一二年に四つの共助組織が設立されたが、二〇一八年一〇月現在、県南部には一一の共助組織が設立されている(南郷共助組合会長 高橋徳保氏へのヒアリング、二〇一八年一〇月)。

狙半内と南郷の二地域の共助組織が、多雪・豪雪に見舞われる中山間地域に暮らす高齢者の買い物支援する取組みを行っている。

(1) 狹半内共助運営体（増田町）
「商業施設による無料シャトルバスの運行」

狹半内地区（世帯数一七八、高齢化率三八・八%¹⁰）

図表4 無料シャトルバスでの買い物送迎



写真）筆者撮影

の共助組織は、車で四〇分ほど離れた大型商業施設と協定を結び、二〇一二年冬から週に一度、商業施設が所有するシャトルバスを運行する買い物支援を行っている（図表4）。

(2) 南郷共助組合（山内村）
「個人商店存続による買い物環境の維持」

南郷地区（世帯数九八、高齢化率四〇・五%・七五歳以上の高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯は二一世帯、自動車を持たない高齢世帯は一一世帯）では、集落に一つ残る個人商店で買い物ができる環境を維持することを目的に、二〇一四年から買い物支援を開始した。南郷共助組合は高齢者宅の雪下ろしや雪寄せを有償ボランティアとして行うほか、県から県道の草刈り作業を受託し、その賃金の一部を、個人商店のみで使える地域通貨（共助

組織発行の「マイド券」で支払い、商店での買い物促進する仕組みや商店経由の宅配システムを構築した。二つの共助組織の買い物支援は図表5のようにまとめられる。

図表5 狹半内・南郷の買い物支援の概要

	狹半内方式	南郷方式
支援内容	店舗への送迎	商店経由の宅配
目的	買い物機会提供	買い物環境の維持
支援対象者	外出可能な高齢者	外出困難な高齢者
主な利用者	高齢者の約2割	全世帯の1割
小売店の役割	バスの運行	受注・配達
共助組織の役割	運行補助	商店利用呼びかけ
店舗への近接性	遠い	近い
利用機会	毎週1回	随時

狹半内と南郷の方式の違いにおいても、高齢化によって地域活力と高齢者自らの自助機能がともに低下する中、共助組織が地域商業と買い物困難者を結びつける上で重要な役割を果たしている。図表6のように、両方式にはそれぞれ長所と短所がある。

狹半内の支援（狹半内方式）は、大型小売店による無料シャトルバスの運行（狹半内路線は全一路線あるうちの二つ）により、週に一度の買い物機会を提供するものである。しかし、その利用は外出可能な高齢者に限定され、外出が

図表6 共助組織による支援内容の比較

	狹半内方式	南郷方式
商品（品揃え・鮮度等）	品揃え豊富 比較購買	カタログ掲載品のみ 比較購買不可
価格	値ごろ感あり	価格表示なし
買い物コスト（経済的・肉体的・心理的負担感）	バス利用無料 商品運搬補助あり	宅配手数料100円 千円以上の利用
外出機会・交流	◎	△
運営コスト負担	小売店	利用者・共助組織
持続可能性要因	運行協定による	住民利用・商店経営
提携店への貢献	○	×

困難な高齢者は自ずと利用を制限される。そのため、最も深刻な問題を抱えるであろう交通弱者や要介護者などの買い物弱者を救済することはできない。また無料バスの運行は、近隣商店や公共交通の衰退につながりやすい側面を持ち、事業者との協定が解除された場合に高齢者の生活はたちどころに困難に陥るリスクを併せ持つ。

一方、南郷の支援（南郷方式）は、個人商店による宅配サービス（カタログ受注・宅配）や地域通貨の発行によって、集落に残る唯一の個人商店の存続、買い物困難者のための買い物環境の維持を目的とした買い支えが活動の中心である。移動手段を持たない高齢者や外出困難者にとっては商店が行う宅配サービスは重要なライフラインとなる。しかしながら、入手できる商品は商店のカタログ掲載商品に限定され、他の食品スーパーや大型小売店と比べて品揃えや価格において利用者の満足度は低水準にとどまる。また現時点で支援を必要としない住民の危機意識は低く、「商店存続のための買い支え」に対する理解と協力は得難い。共助組織のメンバーによる地道な買い支え、一部の高齢者の利用、個人商店の経営努力だけではその存続と維持に限界があるといえる。

上記二つの共助組織は住民と商業を結び付ける重要な役割を果たしているが、商助の側に位置する提携店の収益性・採算性には脆弱性がみられる。また、運営・管理

を担う共助組織は担い手の確保や育成、組織の持続可能性に問題を抱えている。

4 高齢社会における「共助」と「商助」 — 課題と可能性

秋田県の先進事例「横手モデル」は、地域課題を地域住民自らが解決することを目指す高齢者の暮らしを支える仕組みである。具体的には、加齢にともない、今までできていた除排雪（冬季の雪寄せ・雪下ろし）や買い物など、自力で生活を営むという「自助」が難しくなると、身近な家族や親族が「互助」で困難を抱える高齢者の生活を支え、それが難しい場合に地域の元気な高齢者が「共助」として起動する仕組みである。

行政やNPOの支援を受け、共助組織と地域商業（大型商業施設・個人商店）が協力体制を組み、高齢者の買い物を支援する「商助」としての役割を果たしている。地域商圏を基盤とする商業が自らを地域住民の暮らしを支える基盤や拠点としての使命を持ち、単なる買い物場所という意味を超えて地域のコミュニティセンター、あるいは地域住民の生活を支える問題解決主体としての機能を果たしている。地域課題を地域住民自らが解決するという秋田県横手市の取組みからは以下のような示唆が得られる。

第一に地域課題の解決・支援策を継続的に講じるには、持続可能な事業としての収益基盤、採算性を確保することが課題になる¹¹。日常の買い物に不便・不自由を抱える高齢者の暮らしを支える事業は民間事業者が参入することをためらい、支援事業の多くが赤字という収益性の確保が難しい事業でもある。人口減少、高齢化の中にあるニーズと商機をとらえ、持続可能な事業として継続させるために、ムリ、ムダ、ムラのない共助と商助の仕組みが必要となる。

第二に「元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の生活を支援する」という共助の組織や活動を継続させるためには、組織を運営・管理する担い手や後継者を育成し、確保することが重要な課題になる。

事業としての採算性と運営・管理にあたる担い手や後継者の育成と確保という二つの課題を克服しなければ、地域社会における支援の仕組みを維持することは困難になる。また、地域課題を解決するという役割を果たす上でも、継続性や収益性の問題、運営の担い手確保・後継者育成の問題は避けることができない。

都市部・農村部を問わず、家族や地域社会の姿が大きく変わり、生活課題や地域課題の解決が地域にゆだねられ、地域の共助・商助の力が問われる時代になっている。人口減少と高齢化により地域活力が低下する中にあ

って、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を支える生活インフラとして近隣住民や地域商業の果たしうる役割は大きく、高齢者の暮らしや地域を見守り、支え、維持するために行政・住民・民間事業者の共同・連携体制の構築が求められる。税収減により自治体の財政が逼迫する中で住民の力を生かした「共助」と地域の暮らしを支え、住民の利用によって成り立つ地域商業「商助」の役割とそれに対する期待は一層強まり、その真価が試されているといえよう。

本稿を終えるにあたり、上記課題を克服しうる一つの形として、全国で最も高い人口減少率（七九・四％）が見込まれる奈良県の川上村で始まった地域住民の共助と生協の商助を効果的に掛け合わせる仕組みを提示してきた。奈良県は秋田県同様に人口減少、少子高齢化が進行しており、市民生活協同組合ならコープ（ならコープ¹²）は、「たすけあい・ささえあい・わかちあい」の精神で「吉野共生プロジェクト」を実施している¹³。二〇一七年に「買い物・食事支援」の一環として、川上村¹⁴と包括連携協定を結び、共同事業を開始した。村が出資して「（一社）かわかみらいふ」を設立し、生協が経営に参画し、職員を派遣して生活支援を事業化する取組みである。「（一社）かわかみらいふ」に生協が宅配事業を委託し、村民を配達員とした宅配業務を行っている（地

元スーパーの移動店舗も受託)。地域のことをよく知る村民による配達の結果、川上村の生協組合員の組織率は県下三九市町村の中で最も高い。

また二〇一七年六月に「ならコープ with ローソン 真美ヶ丘店」を開設した。この店舗はコンビニエンスストアの利便性とコープの生鮮品で必要最小限の買い物ができる拠点、子どもから高齢者まで地域住民の居場所になっている。

店舗事業と宅配事業で培ってきた生鮮食品の調達と供給に強みを持つ生協や消費者ニーズをとらえて成長してきたコンビニエンスストアが今後、過疎地のみならず都市部においても顕在化している買い物弱者の支援で果たしうる役割は大きい。地域課題の解決を目指し、持続可能な事業モデルとして共助と商助を結びつける仕組みを構築することが重要になる。標準家族の減少、高齢単身世帯の増加など、家族や地域の変化を見据えて、地域住民の手にゆだねられつつある新しい公共、共助・商助の仕組みの持つ課題と可能性をさらに検証していくことが必要である。

註) 公益財団法人生協総合研究所編(二〇一八)『二〇五〇年新しい地域社会を創る―「集いの館」構想と生協の役割―』東信堂所収、第四章「買い物弱者と共助・商助」をもとに加筆・執筆した。

1 食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアを含む。

2 農林水産政策研究所(二〇一八)「食料品アクセス困難人口の推計」(二〇一五年)

<http://www.maff.go.jp/primaff/seika/fsc/faccess/a_map.html
#1>

3 岩間ら(二〇一八)は、過疎地域における食料品充足率の調査結果として、①住民の大半が高齢者で独居も多く、②自家用車での買い出しが一般的で、③住民の七五・四%が低栄養リスク状態にあり、④店舗の食料品率が低いことを導出し、採算の確保は困難なため、福祉の観点からの対策が必要であると述べている。また、都心部での調査では、買い物環境は相対的に良好であるが、約半数が低栄養リスク状態にあり、今後、高齢者の増加や住民の多様化によるソーシャルキャピタルの低下や貧困が問題となり、フードデザートが拡大することを予見している。今後は食育と流通の連携や子ども食堂などの取組みが重要になってくると述べている。

岩間信之・浅川達人ほか(二〇一八)「高齢者の生活環境とフードデザート問題―食料品充足度調査を用いた買い物環境の再評価―」(日本流通学会全国大会、二〇一八年一〇月二七日、岩間信之氏による講演資料)

4 白水忠隆(二〇一七)「みやぎ生協ファミマ・コープ見学記」『生活協同組合研究』Vol. 501、五五―五七七頁。

- 5 筆者は生協総合研究所の研究助成を受け、「高齢社会における地域小売商業の新たな役割と可能性―高齢化率全国一位の秋田県の高齢者のくらしと地域小売業からの展望」というテーマで現地調査を行う機会を得た。詳細は生協総合研究所(二〇一六)『生協総研賞・第二回助成事業研究論文集』、五六―七七頁。
- 6 秋田県公式ウェブサイト・秋田県「秋田県の人口と世帯(月報)」、二〇一八年一月二日公表資料
 <<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9910>>
- 7 国立社会保障・人口問題研究所(二〇一八)「日本の地域別将来推計人口(平成三〇年推計)」
 <http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j-shicyoson18/1kouhyo/gaiyo_s.pdf>
- 8 秋田県公式ウェブサイト「秋田県の高齢者数、高齢者世帯数」
 <<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8722>>
- 9 横手市公式ウェブサイト「横手市の人口 平成三〇年度」住民基本台帳人口(二〇一八年一月末現在)
 <<https://www.city.yokote.lg.jp/somu/page000084.html>>
- 10 横手市役所提供資料「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかるモデル事業 実証事業結果報告」掲載の世帯数は二〇一四年九月末、高齢化率は二〇一四年三月末の数値。
- 11 総務省(二〇一七)が八七の都道府県、市町村を対象に行った調査結果は、移動販売や宅配などの買い物弱者支援対策事業の収支が赤字である事例を示している。総務省(二〇一七)「買い物弱者対策に関する実態調査(結果に基づく通知)」
 <http://www.soumu.go.jp/man_content/000496939.pdf>
- 12 ならコープの組合員は二七万五〇〇〇人(組織率四七%)となっている。川上村の現在の組織率は五一・六%(二〇一八年三月末)で、二〇一八年下半年から(一社)かわかみらいふに委託する配達エリアを全村に拡大したことで、二〇一九年三月末に組織率六五%を達成することを目指している(ならコープへのヒアリング、二〇一八年一月)。
- 13 公益財団法人 生協総合研究所主催第二八回全国研究会「生協の新たなミッションを提言する―第二次二〇五〇研究会」からの構想―(二〇一八年一〇月一三日)におけるならコープの実践事例報告資料、六一―六七頁。
- 14 国立社会保障・人口問題研究所(二〇一八)が発表した二〇四五年の推計人口で、川上村の人口は一三二三人(二〇一五)から二七〇人へと大幅に減少することが予想されており、人口減少率七九・四%は全国一位である。

ライドシェアと地域社会

東京大学 教授 佐口和郎

1、はじめに

小論では、日本でのライドシェアの導入が、諸主体の思惑とは異なり、交通の不便な地域での住民の移動手段として機能するという展開について紹介していきたい。

正直に告白すると、当初、筆者のライドシェア問題へのアプローチには、「地域社会との関係」という論点は含まれていなかった。関心の中心は、もっぱらUberをはじめとしたプラットフォームビジネスにおける雇用の枠外での働き方の出現に置かれていた。その下で、Uberの導入過程の日米比較を行ってきた。

しかしながら、周知のように、現在のところ日本ではUber方式のライドシェアは導入されていない。むしろ、道路運送法による法的規制の強さが際立ち、ライドシェアに反対する勢力の動きも活発である。また、Uber Japanは、二〇一五年二月に福岡市で実証実

験を行ったが、それ以降は純粹なライドシェア導入に直接結びつくような動きは見せていない。

その一方で、Uberの日本への導入の動きは様々な影響を及ぼしている。その一つの例が、京丹後市丹後町のNPOがUberアプリを使って運営するささえ合い交通の誕生である。だがこのことの意味は、ライドシェアのタクシー業界に与えたインパクトを抜きには理解できない。そこで、ささえ合い交通についての紹介に入る前に、タクシー業界での地域社会への注目について述べ、それをふまえて本題に入っていくこととする。

2、タクシー業界へのインパクト―地域社会への着目へ―

Uberなどのライドシェアの「上陸」がリアリティをもって議論される中、タクシー業界によってまず選択されたのは、各社の配車アプリの普及である。配車アプリ

りの開発と導入は、いくつかの大手タクシー会社においてはかなり早い段階から進行していたが、ライドシェアとの対抗という目的も帯びつつ参加企業を増やして普及していったのである。但し、配車アプリの会社「この」が「分立状態」が継続していることは、例えば、Uberにおいてしばしば利用される相乗りをスムーズに実現する上での障害となる。

これに対して、タクシー会社の結束した対応がみられるものもある。二〇一六年一〇月にタクシー業界全体として、ライドシェアへの対案となるような具体的プラン（以下、「改革プラン」）が提示された。全タク連（全国ハイヤー・タクシー連合会）のライドシェア問題対策特別委員会がまとめた「改革プラン」には、Uberへの対抗を強く意識した具体的措置（Ⅱ先取措置）が盛り込まれている。スマホによる事前運賃の確定、相乗り、初乗り運賃改革、ダイナミックプライシング、普通第二種免許の取得条件緩和、相互レイティング等々一項目の改革案が挙げられている。これらのうち、すでに一部は実現され、実証実験が開始されているもの多く存在する。

ここで、小論との関係で注目したいのが、「改革プラン」に乗合型の公共交通としてのタクシーの普及が盛り込まれていることである。実際に、乗合タクシーは、過疎地などの交通不便地域を中心に運行されており、全タ

ク連からは乗合タクシーの事例集も公表されている。乗合タクシーについては、その性格上、地方や過疎地の実情に即したものであり内容は多様である。収支が黒字になる保証はなく、例えば物流との組み合わせなど各地で様々な工夫もなされている。

なお、地域社会への貢献という点では、観光という点での貢献もありうる。例えば、タクシー運転手がガイドをする、加賀の国グランキャブの事例では、加賀地域連携推進会議（オール加賀会議、金沢市以南五市一町で形成）が車両を貸与し、運行業者（タクシー会社）が運行する仕組みになっている。県からの補助金もあり、地域のイメージアップと国内外の観光客拡大を掲げている。タクシーが、自治体と連携しつつ地域での公共交通機関としての役割を高めていくことは、Uberが過疎地域を経由して浸透していくことへの歯止めとしての意味も帯びているのである。

3、道路運送法上の規制

ところで、丹後町の事例について理解するために、日本ではライドシェアに対して道路運送法が直接適用されていることに注意する必要がある。新しい仕組みとして別枠の規制が行われているわけではないのである。道路運送法第二条第三項では、一般常用旅客自動車運送事業

(緑ナンバー)を、常時不特定の他人の需要(運送要求)に応じて有償で自動車を使用して人の運送行為をすすめる事業」と規定している。その上で、自家用自動車(白ナンバー)については一定の適用除外があるものの、有償で運送の用に供してはならないことが原則となる。この規定がそのまま適用されればUber型のライドシェアは白タク行為とみなされる。

適用除外としての自家用有償旅客輸送事業(白ナンバー)は、第七八条第二号に規定されている。具体的には、過疎地域において住民の日常生活における移動手段を確保するため福祉運送のために、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送する輸送サービスが認められている(自家用有償旅客運送制度)。現在のところ、市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の三種類が存在する。

なお、道路運送法に基づいているということは、事業運行の安全を確保する目的で指定された運行管理者によって日々の管理が求められることを意味する。タクシールの場合、運行管理者は会社を選任され資格を有する者である。他方で、個人タクシールでは個人事業主である運転手自身が運行管理者となる。

こうした国交省の規制に対して、Uber Japanは、福岡市での実証実験の後は道路運送法の枠内でそ

の運用幅の拡大を図るといった戦術を選択したと考えられる。一つの方向は、過疎地での自家用有償旅客輸送事業の幅を、国家戦略特別区域(以下、国家戦略特区と略記)による例外規定の活用等によって広げていくという戦術である。しかしながら、この方向には各方面からの歯止めがかげられた。但し、国家戦略特区とは別に、二〇一五年四月に公共交通空白地有償運送での改訂が行われ、NPO会員とその家族だけでなく滞り者も利用できるように道が開かれたことは、Uber Japanにとっては活用できる措置が残されたことになる。丹後町での事例は、これに沿って道路運送法の枠内で進行了のである。

4、丹後町の支え合い交通—Uberアプリの活用

(1) 丹後町という地域

京丹後市丹後町における支え合い交通は、タクシール業界による乗合タクシー以外でタクシール的な交通機関が交通不便地域での移動手段となっている一例である。

丹後町という地域は、過疎地域指定を受けており、四一・二%の高齢化率を示している。二〇〇四年の合併で京丹後市に編入されたが、その後も人口は二五%も減少しており、現在は五三〇〇人弱(京丹後市のほぼ一割)である。交通機関については、丹後町では二〇〇八年に、

近隣の久美浜町では二〇一二年にタクシー会社が撤退していた。そして、網野町からタクシー会社が撤退した二〇一四年七月以降は、沿岸三町はタクシーゼロ地域になった。つまり、住民から見れば、丹後町はタクシーに見放された地域となったのである。なお路線バスという点では、丹海バス（二〇〇円）が運行しているが、幹線道路のみの運行となっている。

こうした事態の中で、二〇一四年七月から丹後町では、市から委託されたNPO法人「気張る！ふるさと丹後町」（以下KFT）によるデマンドバスの運行が開始された。このデマンドバスは、上限料金二〇〇円と安価なうえに、中山間地にも運行する。但し、一台のみの運行である点や、民営バスに配慮して地域が二分される区割り（一日交替）になっている等、使い勝手が必ずしも良くないという問題も抱えている。また、事前予約（前日午後五時まで）が必要なこともそれに含まれる。

(2) 諸主体

この状況に対して、京丹後市は、二〇一五年九月に国家戦略特区での「自家用車ライドシェア構想」を提出した。この場合の事業者は営利企業が想定されていた。また、これとは別に、道路運送法の枠内（自家用有償旅客運送、公共交通空白地）でNPO（KFT）が運行主体となる方式も構想されていた。そして、結果としては後

者が選択されることになった。

ところで、この事業を担うこととなったKFTは、二〇〇八年末に丹後町のまちづくり協議会から市長に提言があり、それに基づいて作られた組織である。もともとKFTは、デマンドバスの運営等で高齢者対策に取り組んできたことに注目したい。重要なのは、その過程で、NPOの理事の間で「行きたいところに行くことで元気な年寄りが増える」という確信が深まっていたことである。しかしながら、Uber Japanから話を持ち込まれた当初（二〇一五年春の段階）は、二〇〇円という安価な丹海バスが定着しているという事情による料金の問題、人口が減少していく傾向、スマホやクレジットカードを持つていない人が多いという事情を考慮して、ささえ合い交通を立ち上げて維持していくことは無理だろうという声も多かった。また、利益が上がらなければUber Japanも、タクシー会社同様撤退するかもしれないという不信感もあったといわれている。これらの消極的な姿勢が変化したのは、「丹後町で成功すれば全国の過疎地に広めることができる」というUber Japanによる強力な説得のみでなく、KFTの活動実績をふまえた地域貢献への一貫した姿勢が存在したからであると考えられる。

京丹後市にとっては、NPO方式であっても、Uber

rの配車アプリを利用した事業はコストをかけずに、実際に困っている人々（通院や買い物）を救済する措置として位置づけることができた。また、この事業は先述のデマンドバスの問題点を克服する手段でもあり、同時に旅館等からの旅行者の交通手段の確保の要請にも答えるという広がりももつものにとらえられていた。

これに対してタクシー業界全体としては、このNPO方式での事業の導入に強い反対を表明し、業界として近隣の網野町と久美浜町にタクシーを二台ずつ復活させるなどの措置もとられた。つまり、NPO方式でのUberの配車アプリの活用が明らかになった後も、タクシー業界全体としては、その広がりを阻止すべく反対の立場を貫いていたといえる。一方で、地元のタクシー会社は地域の問題も理解した上で肯定的立場をとり、出発地を丹後町に限定するという前提で地域公共交通会議においてNPO方式での事業の導入を承認することになった。

なお、国交省は、道路運送法の枠内であることを前提に、丹後町の事業には肯定的な立場を取ってきた。実際、ささえ合い交通の出発式（二〇一六年五月）にも近畿運輸局からの出席があった。この点は、福岡市での実証実験に対する厳しい姿勢とは対照的であったといえる。

(3) 支え合い交通の仕組み

ささえ合い交通におけるKFTとUber Japan

n・京丹後市・国交省との関係は次のようになっていく。まず、KFTはUber Japanにシステム手数料を支払い、システムの提供を受ける。京丹後市には実績報告をすることが主だが、立ち上げ時にはコミュニケーションビジネス応援という形での補助を受けた。国土交通省には有償運送の登録申請を行い、登録申請の受理がなされた。なお、料金収入はまずは運転手に分配され（アメリカのUber並み）、残りをUber Japanへの手数料とKFTが分け合うことになる。

ところで、ささえ合い交通の運営上の特徴は、徹底した合法性の担保である。そこでのポイントなのが運行管理者の設置である。まず運行管理者は出発時に運転手から連絡を受け、アプリを「ON」にしている運転手を対象にアルコール・体調等の点検のための対面点呼を行う。これは、原則として毎日ガソリンスタンドやコンビニ二三か所で、七時半から八時の帯と一二時半から一三時半の帯に運行管理者あるいはその代理人によって行われる。なお、車両整備に関しては、半年に一回、二〇〇〇円程度の自己負担で行うことを、NPOが運転手に義務付けている。また、運転手がアプリを「ON」にする時間についてのルールはないものの、その台数が少ない場合は、運行管理者が増えるように依頼をする。但し、自発的組織であることもあり、「ON」にしている頻度

や実際の運行については、人によって偏りがあることは否めない。

運転手については、公募ではなくKFTの理事会で信頼のおける人物を探索して依頼している。前職として「トラック等の運転手経験あり」の人が一定数存在する。また、集落支援員など理事会と交流があった人も運転手へと声をかけられた。立ち上げ時の運転手の総数は一人、平均年齢六三歳、女性も四人も含まれる(二〇一六年七月時点)。運転歴は三年以上必要であり、年齢上限は七五歳となっている。さらに、普通第二種免許を所持しているか、国交省指定の講習(福知山のNPOの講師)を受けることが前提となる。発足後は、ささえ合い交通とデマンドバスの運転手になる資格取得のための講習会を開催し、一七年夏の段階で約五〇名が終了し運転手予備軍となっている。この中には三〇・四〇代代の人も含まれている。

実際のところ、運転手にはいろいろな負担がある。例えば、ガソリン代、車内での現金での取り扱い(後述)、あるいは先述の自動車点検整備などである。なお、「ON」にしたら運転手は乗車要請を断れず、「ON」にすることへの負担感是人によって異なるようである。また、実働の時間は短く、その収入で生活を成り立たせることはできない。ささえ合い交通は、地域への貢献とい

う精神がなければ成り立たない事業なのである。

なお、保険については、個人の保険+保険会社がこのために開発したNPO加入の保険+それでカバーできない部分にNPOが加入したものの組み合わせである。また、Uber同様レイティングの仕組みはあり、情報はUber Japanに送られる。だが、この情報は悪質運転手(あるいは悪質顧客)の排除のためのみに使われる。

KFTとUber Japanのプレスリリースによると、発足後の一年で毎月六〇回以上の利用があり、走行距離としては六七五四キロであった。その後の一年もほぼ同じ状況である。

(4) 変成と課題

丹後町の支え合い交通で注目すべきは、タクシー空白地域においてNPOが運行主体となって、高齢者などの足として実際に機能していることに留まらず、グローバル企業であるUberの戦略・方法に合わせるのではなく、地域の実情にUberのやり方を変成していったことである。見方によっては、Uber方式を換骨奪胎していったともいえる。

具体的には、Uber方式に伴うクレジットカードやスマホに関する事例がそれを表している。支え合い交通がまず直面した問題は、クレジットカードやスマホを保

有する高齢者が少ないという問題であった。これについては、スマホの貸与を含め当初から様々な対応がなされたが、KFTが予想していた以上の大きな壁であった。この対策としては、二〇一六年九月半ばから電話で呼べる「代理サポーター」制度を導入した。これは、電話で連絡を受けた代理サポーターが仲介し、一時的に料金も「肩代わり」するものであり、利用者は三日以内に代理サポーターに現金で支払うことになる。代理サポーターは九名（内、Uber Japan現地社員一名）である。さらに、二〇一六年一二月下旬からは車内で現金支払いも可能となった。これについては、運転手を引受けの際の条件（「現金は扱わない」と異なるため運転手側に抵抗感もあったもの、結局ささえ合い交通の当初の目的にたち戻って実現することとなった。Uber Japanとは、早い段階から電話・現金支払い化について協議していたが、同時期にシンガポールのUberが現金支払い可能化に踏み切ったことが契機となった。なお、現在は従来の代理サポーターに加えて、さらに新しいサポーターを増やしている。その中には、乗客と代理サポーターを仲介する者も含まれる（「代理サポーターの代理」）。

クレジットカードやスマホの問題は、時間がたちそれに抵抗感のない層が増えれば解決するという形で放置さ

れることはなかった。現にいる住民の実情に寄り添うことを優先したのである。さらに、重要なのは、この組織化が地域での助け合いネットワークづくりの一環という目的の下で行われている点である。「代理サポーターの代理」は現在三〇名〜三五名いるが、各集落に一人置くことが目標である。なお、運行開始から二〇一八年七月までで、アプリを使わない代理配車率は利用者の六〇%、現金決済は七七%を占めるに至っている。地元の乗客の多くは現金で決済している。

以上のような成果を達成しつつも、先述のように、ささえ合い交通の利用者数は増えているわけではない。一つの理由は、同じNPOであるKFTが市から受託しているデマンドバスとの棲み分けが進んでいるという点である。デマンドバスは、使い勝手の悪さはあるものの、やはり料金が安いことは利用者にとっては魅力である。しかしながら、利用者が増加しない第一の理由は、出発地が丹後町に限定されている。ルールが存在である。具体的問題となっているのは、丹後町外の通院に支え合い交通を利用したとしても、帰りの交通手段としては利用できない点である。実態としては、家族・隣人等に依頼している状態であり、隣人等の場合はガソリン代やランチ代を支払う形になっていることが多いといわれている。当然のことながら、支え合い交通に関わる人々は、

この制約は早急に解決されるべき問題であると考えている。

5、働き方への含意

ここで強調しておきたい点は、ささえ合い交通は、あくまでも活動実績のあるNPOの存在を前提としており、それを欠いてこの方式が各地に普及することは想定できないということである。他方で、過疎地などの交通不便地域での公共交通をいかに確保するのかという問題は消えていない。タクシー会社も含めて、ささえ合い交通とは異なる様々な形態での試みが各地で進められている所以である。

ところで、丹後町の事例を観察すると、そこでの働き方の特徴をいくつか指摘することができる。第一は、自由になる時間を活用して働くという点である。このことは、労働時間はフルタイムと比較すると短く、その労働だけで生計が成り立つ報酬を伴ってはいないことも意味する。拘束時間の短いオンデマンドによる働き方であり、金銭目的のみを主眼とする労働ではないということである。第二は、地域の共同体を支えるというミッションを有している労働であるという点である。特に過疎地での公共交通の維持という目的が構成員に明確に共有されている。第三は、観光客の利便性の向上を図るとい

機能も担っている点である。つまり、ささえ合い交通は、地域コミュニティの維持だけではなく経済的な意味での地域再生にもつなげるものとして企図されているのである。第四は、これらの働き方がICTの進展（配車アプリ等）と結びついているという点である。

これらの事実を踏まえると、地方都市や過疎地のタクシー運転手の働き方の一部に、首都圏の大手のタクシー運転手よりも、むしろささえ合い交通の運転手に近い性格を帯びる層が生まれる可能性が注目される。フルタイムの正規雇用とは異なる働き方を重視した場合である。首都圏でのタクシー業界と異なり、地方ではパートタイム的な働き方や事実上の兼業を伴う働き方などを活用しないとタクシー運転手の供給を維持できない局面になりつつあるかもしれないからである。また、過疎地などの交通不便地域でタクシー会社が住民から支持されて生き残っていくには、地域への貢献の重視という戦略は避けて通れない選択肢であろう。

こうした事情をふまえると、丹後町のUberアプリを利用した支え合い交通の試みは、それ自体のユニークさに留まらず、日本の様々な地域での公共交通のあり方やそこでの人々の働き方の方向性全般を考える上で、豊富な論点を提供してくれているのではないだろうか。

居場所づくりとしての子供食堂

新潟県立大学

村山伸子

はじめに

ある人が「居場所が無い」という時、どのような状態だろうか。居場所とは、その人がほっとできる、居心地の良い場所と感じている場所のことである。今、子どもを含めて、家庭や学校、職場に居場所が無い人が少なからずいる。居場所は、人とのつながりを作る場でもあり、人は他者とのつながりの中で様々な困難を乗り越えていく。

家庭や学校等で居場所が無い人も、もし地域にもっと多様な居場所があれば、人とのつながりを持ち、困難を乗り越えていくことができるだろう。特に、初めて様々な困難に直面する若い世代にとって、居場所とそこでの人とのつながりは重要である。

こうした中、全国にこの数年で、地域での「子供食堂」が急増している。子供や多様な世代の居場所として、地域の中から住民の自主的な活動として発生している。こ

れまでの日本の歴史の中でも、行政の働きかけではなく、これほど短期間に、全国で、住民による住民のための活動が発生したことは、そう多くないだろう。

本稿では、まず、現在の子供・若者にとっての居場所の実態について確認し、次に、居場所としての「子供食堂」の実態とかがえる課題、その対策について、データをもとに整理する。さらに、特徴がある子ども食堂の事例についても記載する。

子供・若者にとっての居場所

内閣府は二〇一六年度に「子供・若者の意識に関する調査」として、一五歳から二九歳までの男女六〇〇〇人を対象にインターネット調査を実施した。その結果から、現代の子供・若者の居場所と人とのつながりの実態が見えてきた。ここで、居場所とは、自分の部屋、家庭、学校、職場、地域、インターネットの六つとした。その

結果、居場所として感じているとしたのは、自分の部屋、家庭に次いで、インターネットであり、学校や職場の割合は低かった(図1)。現在学校に在籍している者を取り出しても、学校を居場所だと思う(「そう思う」)「どちらかといえばそう思う」者は、約六割であった。

居場所があることと人のつながりをもつこととの関係も見えてきた。学校が居場所になっている人ほど、家族や親族、学校で出会った友人に、何でも悩みを相談できる人がいる者が多かった(図2)。また、学校で出会った人、地域の人に何でも悩みを相談できる人がいる者ほど、生活が充実しているとした者が多かった(図3)。

さらに、居場所の数が多い者ほど、生活の充実度が高く、一〇年後になりたい自分になっている、一〇年後に周りの人や社会の役になっていると感じている者が多かった(図4)。この背景として、暮らし向きが「低い」者ほど、居場所の数が少ないことも示された(図5)。

これらのデータは、地域で子供・若者の居場所がもつと多様であれば、人とのつながりが強くなり、ひいては生活の充実度や自己の将来像にも前向きになれる可能性を示している。

子供食堂の実態

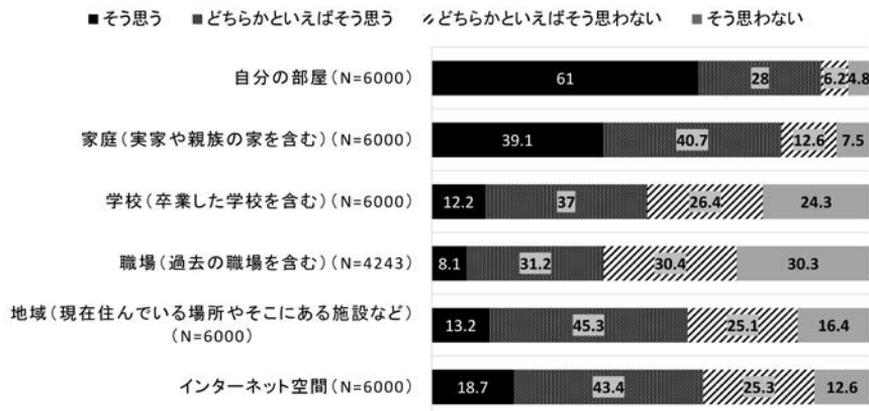
子供食堂は、地域での居場所として二〇一三年頃から

全国に出来、増加している。市民による自主的な活動であり、定義が確立しているわけではなく、正確な数も把握できていない。しかし、共通の特徴として、子供だけでも参加でき、安価または無料で食事を食べることができる居場所となっている。農林水産省は二〇一七年度に子供食堂の調査を実施した。この調査をもとに、子供食堂の現状について概説する。多くの地域では、「子ども食堂」が用いられているが、本稿では、農林水産省の調査に合わせて表記を「子供食堂」に統一して記載する。

母数となる全国の子供食堂が把握できないため、「広がり、子ども食堂の輪!」全国ツアー実行委員会事務局、子ども食堂全国ネットワーク、全国社会福祉協議会のメーリングリストを通じて子供食堂に回答を呼びかけ、インターネットによる回答二三八件、紙による回答三六件の合計二七四件の回答が得られた。事例については、調査員がヒアリング調査を実施した。

子供食堂の目的として意識していることは、「多様な子どもたちの地域での居場所づくり」「子育てに住民が関わる地域づくり」「生活困窮家庭の子どもへの地域での居場所づくり」「生活困窮家庭の子どもへの食事支援」が多かった(図6)。子供食堂の運営形態は、独立した法人等による運営が八一%をしめており、社会福祉協議会や自治体の直営や委託等は、一割未満と少なかった。独

図1 居場所の有無



職場(過去の職場を含む)は、就業経験者のみ回答

内閣府が2016年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」

全国15歳から29歳までの男女6000名を対象としたインターネット調査結果より

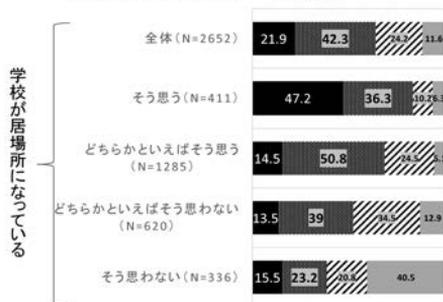
出典：内閣府「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」

図2 居場所の認識別つながりの認識(現在学校に在籍している者にとっての家族・親族及び学校で出会った友人)

(1) 家族・親族

何でも悩みを相談できる人がいる

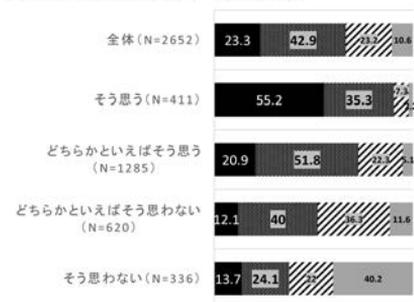
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ◊ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない



(2) 学校で出会った友人

何でも悩みを相談できる人がいる

■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ◊ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない



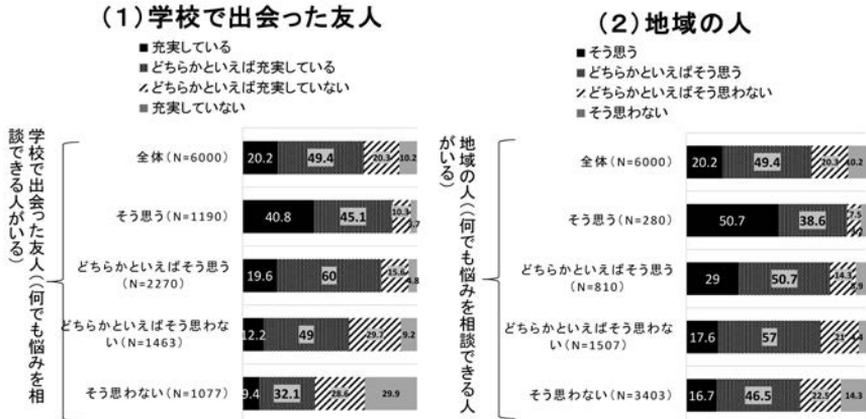
(1)(2)ともに、現在学校に在籍している者のみの回答を抽出

内閣府が2016年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」

全国15歳から29歳までの男女6000名を対象としたインターネット調査結果より

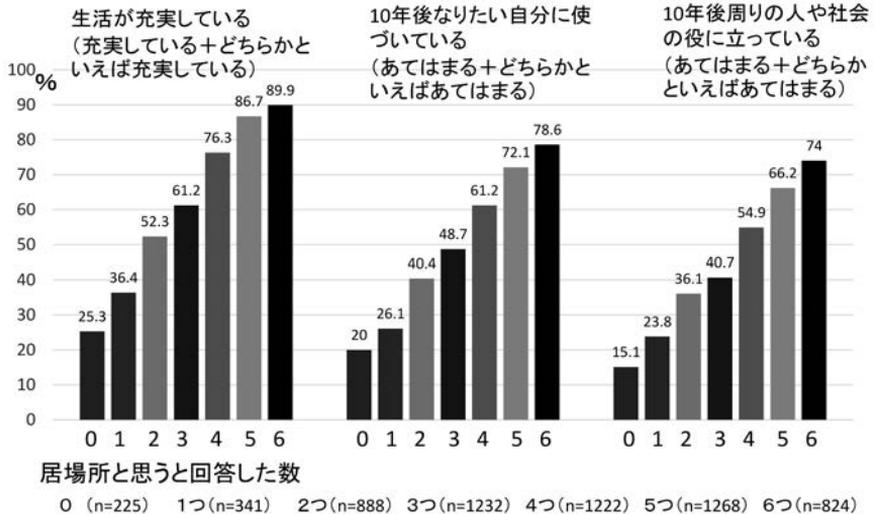
出典：内閣府「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」

図3 つながりの認識別生活の充実度



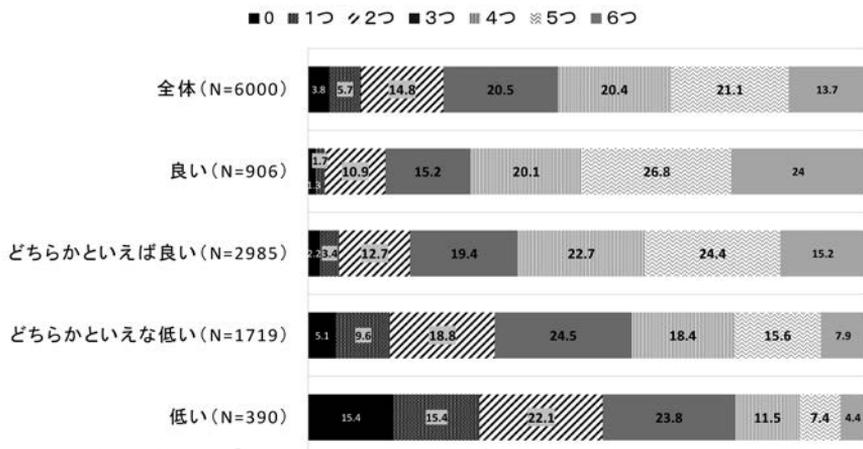
内閣府が2016年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」
 全国15歳から29歳までの男女6000名を対象としたインターネット調査結果より
 出典：内閣府「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」

図4 居場所の数と生活の充実度・自己の将来像（10年後）



内閣府が2016年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」
 全国15歳から29歳までの男女6000名を対象としたインターネット調査結果より
 出典：内閣府「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」

図5 暮らし向き別居場所の数

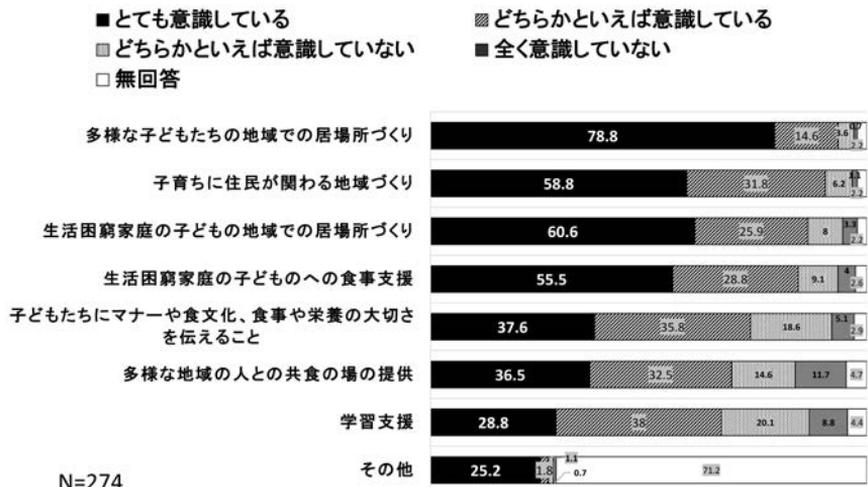


内閣府が2016年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」

全国15歳から29歳までの男女6000名を対象としたインターネット調査結果より

出典：内閣府「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」

図6 子供食堂の目的として意識していること



N=274

出展 農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年

立した法人等の内訳は、任意団体が四二・五%、NPO法人が二三・一%、次いで個人が一四・九%であり、多くが住民の自主的な活動で実施されている。開催頻度は、月一回が最も多く、次いで二週間に一回であり、平日の夜、土日祝日の昼に多い(図7)。年間の運営費は、一〇〇三〇万円が三七・六%で最も多く、次いで五〇一〇万円が二五・二%であり、三〇万円未満が七割を超えていた。また、助成制度を活用しているところが六九%と多かった。

子供食堂の運営上の課題として多くあげられたのは、「来てほしい家庭の子どもや親に来てもらうことが難しい」「運営費の確保が難しい」「運営スタッフの負担が大きい」などであった(図8)。一方、立ち上げ時の課題としてあげられたのは、「立ち上げ時の資金不足」「学校・教育委員会の協力が得られない」「行政の協力が得られない」「会場が見つからない」「スタッフが確保できない」等であった。

子供食堂と地域との連携

子供食堂では、食材の入手、参加者への呼びかけ、スタッフの確保など、様々な課題に対して、地域との連携で対処している。連携先として多いのは、「住民個人」「社会福祉協議会」「自治体」「民生委員」「自治会・町内会

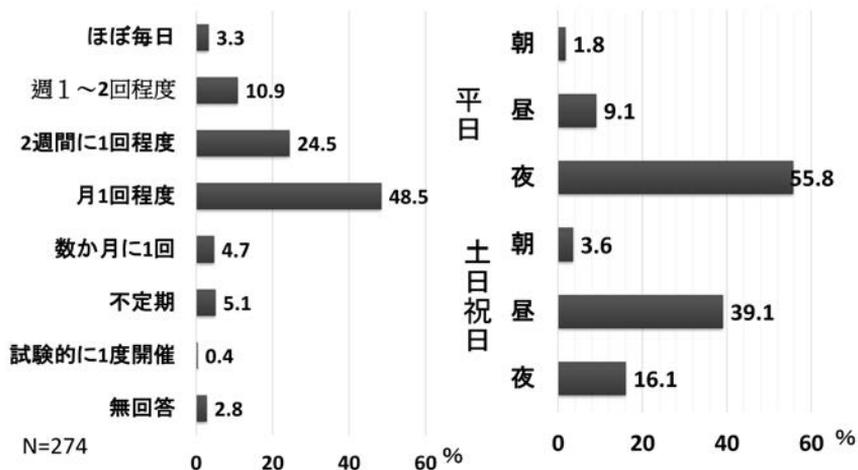
・商工会等」「小中学校・高校」「NPO」「フードバンク」「大学」等であった(図9)。連携先によって、連携内容に特徴がみられ、行政や社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア・市民活動センターとは多様な連携をしているが、特徴として、衛生管理面での助言、研修費補助等がみられた。公民館や高齢者等福祉施設、宗教学者、飲食店等は、会場使用に関わる連携が多かった。地域住民や保育園、学校等は参加者募集、地域住民や大学は運営スタッフとしての参加が多かった。また、生産者、フードバンク、食品メーカー、スーパー・商店は、食材の提供で多くの子供食堂が連携していた(表1)。

子供食堂がかかえる課題の解決策としての地域との連携

1) 来てほしい子供や家庭の参加

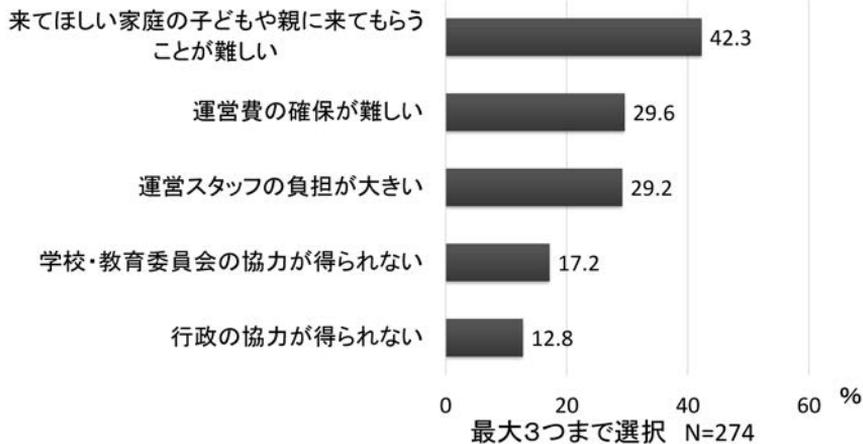
活動目的として約九〇%の子供食堂が「生活困窮家庭の子供の居場所作り」をあげており、運営者はこの課題に関心が高い一方、最も多くの四二・三%の子供食堂が課題としてあげたのは、「来てほしい家庭の子どもや親に来てもらうことが難しい」ことであった。これは、生活困窮世帯や地域の中で孤立しがちな世帯を地域社会で見守ろうという意図が子供食堂に少なからずあることを示している。実際には、参加対象を生活困窮家庭の子供

図7 子供食堂の開催頻度・開催日



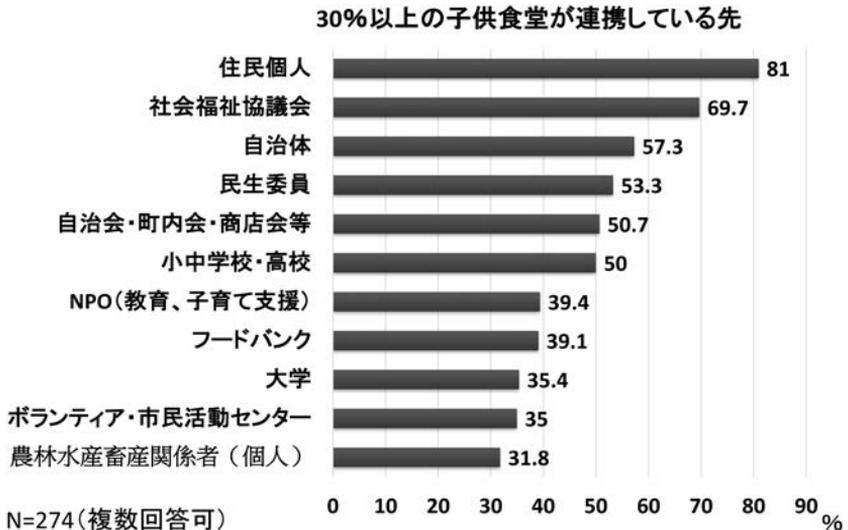
出展 農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年

図8 子ども食堂の運営上の課題



出展 農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年

図9 子供食堂の地域との連携



出展 農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年

表1 連携先ごとの連携内容

連携先	連携内容の傾向
行政、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア・市民活動センター	多様な連携内容。他では少ない衛生管理面での助言、研修費補助、保険加入に関する助言
公民館	会場使用費補助、参加者募集
地域住民	食材や会場、スタッフとしての参加、参加者募集
保育園・幼稚園、小中学校、高校、PTA、民生委員児童館、児童クラブ、大学	参加者募集 大学は、運営スタッフとしての関わり
高齢者・障がい者福祉施設	会場使用費補助、スタッフとして参加
宗教法人、飲食店	会場使用費補助
生産者、フードバンク、食品メーカー、スーパー・商店	食材の提供

農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年をもとに作成

としているのは六・六%、子供なら誰でもとしているのは二七・七%、子供以外も含めて誰でもとしているのは五八・四%であった。多くの子供食堂ができるだけ、対象を広くして誰でも来やすくすることで対応しようとしている。一方で学校の先生やケースワーカー、民生委員等が個別にそっと声掛けをし、直接つれて来る等の対応をしている事例がみられた。具体的には以下の事例がみられた。

○学校との連携…学校だよりへの掲載、開催通知を学校で配布することにより、広く知ってもらう。

○行政との連携…区だよりへの掲載、区のイベントで出張子ども食堂開催、区の担当者やワーカーが支援が必要なものをつれて参加。保健師が子ども食堂の参加者として、気がかりな母子を見守り。

○民生委員との連携…民生委員や学校の先生が気がかりな家庭の子どもにそっと声をかけて誘ってくれる。

2) 資金の確保

食材の確保を課題としている子供食堂が約一〇%あるのに対して、運営費の確保が難しいことをあげたところは約三〇%であった。運営費の確保のために、社会福祉協議会、民間、市町村の助成制度の利用をしているところが約七〇%あった。一方、食材の提供は、連携先として多かった順に、フードバンク三九%、個人農家三〇%、商店

・スーパー二七%、食品メーカー二六%、農協・漁協一三%（いずれも連携している割合）などから受けている。

中間支援組織の出現とその役割

子供食堂の数が多くなるのにもない、個々の子供食堂の課題を解決するために、近年は中間支援組織として子供食堂のネットワークを組織しているところが増えている。その事例として、信州子ども食堂ネットワークについて紹介する。

事例…信州子ども食堂ネットワーク

1) 概要

長野県内全域の子供食堂のネットワーク（事務局はホットライン信州）である。二〇一七年一月時点で四五か所の子供食堂が参加している。ホットライン信州は、長野県松本市に拠点があり、二〇一六年一月に長野県で初めて子供食堂を開始した。子供食堂の他、悩み電話相談、フードバンク活動、被災地支援活動をおこなっている。子供食堂を始めたきっかけは、電話相談の中から子供の貧困問題への対応の必要性を感じたことであった。その後、自分たちも子供食堂を始めたいという問い合わせに対応し、希望者とホットライン信州が共同で各地で子ども食堂を立ち上げ、フードバンク活動を通して食料の提供をおこなうことで、ネットワークが形成された。

このように、ネットワークでは、子供食堂への食料品の提供、子供食堂を始めた人へのセミナー、各子供食堂の活動の様子を紹介した「信州子ども食堂ネットワークだより」を発行している。

2) 様々な食育活動の実施

ネットワークに参加している子供食堂は、子供が多様な人との共食の場を、楽しく食の知識や経験を得るだけでなく、自分の世界を広げる場となるように開催されている。食肉卸会社から肉の提供とともに、肉を食べることは命をいただくことであり、食の循環についての話をしてもらっている。郷土料理や和食文化を継承する方々との協力で、旬の食材を使った一汁三菜の箱膳を提供する活動もおこなっている。

3) 地域と連携した課題解決

来てほしい子供の参加、子供の居場所の提供
ネットワークに参加する子供食堂では、子供だけでなく、高齢者も含めて誰でも参加できるスタイルにして、困難を抱える子供の参加がしやすいようにしている。また、ある子供食堂では、小学校と連携し、夏休み期間の子供の居場所として、小学校がおこなう補習に合わせて子供食堂を開催した。

・食材と資金の確保
新鮮野菜については、個別生産者や地区農協（JA中

野市、JAグリーン長野）から提供を受けている。二〇一七年度から、JAながの（長野県北部一五自治体を管轄する地区農協）とNPO法人長野県みらい基金（公共的活動をする団体を支援するための寄付システムを長野県が作り、寄付募集、助成を行う運営法人として発足した認定NPO法人）の協力により、子供食堂が直売所やAコープで購入した食材の費用が、JAながのからキャッシュバックされる制度が始まった。取組のきっかけは、農業者以外も対象とした地域福祉への貢献を模索していたJAながのが、長野県農政部に相談したところ、県民文化部県民協働課を通じ、NPO法人長野県みらい基金を紹介された。NPO法人長野県みらい基金が、JAながのに子供食堂への協力を提案し、子供食堂で提供される食事の食材を支援する取組が始まった。子供食堂が直売所とAコープで購入した食材等のレシートをNPO法人長野県みらい基金に提出し、三か月分の購入金額をまとめて、JAながのからNPO法人長野県みらい基金を通じて後払いで補てんされる（図10）。NPO法人長野県みらい基金は、レシートのチェックととりまとめをおこなう。この取組は、食材の購入先が、JAの直売所とAコープに限定されるため、地元産の食材の使用を促進することにつながる。

・スタッフの負担と確保

図10 信州子ども食堂ネットワークの食材購入の仕組み：JAながのとNPO法人長野県みらい基金の協力によるキャッシュバック



出展 農林水産省：子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集、2017年

力になっている。また、引きこもりの若者が手伝いを通して、コミュニケーション力をつけ、社会とのつながりを回復した事例もある。

おわりに

現代の子供や若者の中に居場所が無いと感じている人

ネットワーク化することで、ネットワーキングにボランティア等の協力の申し出が届き、各地の子供食堂にないでいる。申し出は、子供支援をおこなうNPOや地域住民からの申し出が多くある。退職後の元気な高齢者は大きな

があり、居場所が無い人ほど将来に対する期待や自己効力感が低い。こうした人々の居場所として、地域の自主的な活動である子供食堂が全国に広がり、その数も二〇〇〇を超えるまでになっている。これまでボランティアに関わったことが無い人も多く参加しており、市民による新たな公共的活動として。注目される。なぜ、子供食堂がこれほど広がったのか？「食」は、誰でもが保障されるべき基本的なことであり、誰でもが関わることだからと考える。今後は、学習支援の活動とのつながり、高齢者の食事会との合流、農林漁業体験との連動など、多様な子供食堂に展開することで、より広く、継続的な活動になるものと考ええる。

注

農林水産省では「子供食堂」を用いているが、多くの地域では「子ども食堂」が用いられている。

参考文献

内閣府「平成二八年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」二〇一七年。

農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集」二〇一七年。

TPP11発効と日米物品貿易協定交渉

東洋大学名誉教授・国際農政研究所代表 服部 信司

(1) TPP11…必要な牛肉セーフガード基準の再協議

トランプ政権の下でTPP12から離脱したアメリカを除くTPP11（日本、カナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、ベトナム、ブルネイ）の発効は、二〇一八年一月三〇日と確定した。

TPP11における牛肉の我が国の関税は、協定発効後一年目に現行三八・五％から二七・五％に一〇％ポイント（四分の一）削減され、以降段階的に削減されていき、一〇年目に二〇％に、一五年目に九％に引き下げられる。

この大幅な関税引き下げに伴う牛肉輸入量の急増を抑

制するために、セーフガード（緊急輸入制限措置）が設定されている。その発効基準は、一年目五九万トン、一年目六九・六万トン、五年目七三・八万トンである。発効されれば、関税は元の高い水準（二年目ならば三八・五％、一〇年目三〇％、一五年目一八％）に戻される。

TPP協定締結時（二〇一五年）前年の我が国の牛肉輸入量は五一・六万トであったから、五九万トンの発効水準は、当時において意味のある水準だといっている。ちなみに、一昨年（二〇一七）年の牛肉輸入量は総計五七・一万トン。豪州から二九・八万トン（全体の五三・二％）、アメリカから二三万トン（四〇・三％）であった。

上述のTPP11における牛肉の輸入制限発効基準は、

牛肉の大輸出国アメリカを含むTPP12において合意された基準量を継続したものである。

だが、そのアメリカがTPP12から離脱し、そのものでTPP11の発効が確定したわけである。

このセーフガード発動基準のまま進めば、豪州から日本への牛肉輸出量は、アメリカを含んで決定された枠を前提に、アメリカ不在のなかで、思う存分に拡大するであろう。

日本は、そのアメリカと今年一月から、二国間交渉(物品貿易協定交渉)を行わなければならない。そこでは、アメリカが、TPP水準以上の牛肉・農産物輸出を求めてくることは必至である。

とすれば、TPP11において「アメリカの復帰が見込めない場合」を条件として盛り込まれている「再協議」規定が浮上してこざるを得ない。

政府は、この再協議「見直し」について、国会などで「関係国の理解を得ている」と答弁してきたが、見直しの時期については明確にしていけない」とされる(日本農業新聞、一月二日)。

政府は、アメリカの離脱を踏まえたTPP11についての再協議の方針とその時期を明確に表明することが問われている。

ところで、牛肉については、肉用肥育牛経営安定対策

事業(新マルキン)がある。生産者も資金を拠出すること(生産者一・国三)を前提に、平均生産費を保障の基準とし、平均販売額(粗収益)が平均生産費を下回った場合に、その差の八割が補填される。

これについて政府は、TPP対策として「補填を八割から九割にする」とした。

ただし、生産者が基金の四分の一の拠出金を払うことを前提にすれば、実質的な補填水準は、差の約三分の二(六七・五%(九〇%×〇・七五))にとどまることに注意する必要がある。EUやアメリカでは、不足払いの資金の総てを政府が支払っている。

生産者の拠出金を廃した「差の一〇割補填」が、重要な課題として残っているとわなければならない。

(2) 日米貿易協定への米国農業団体の姿勢…少なくともTPP並を要求

さる二月一〇日、アメリカ政府通商代表部(US TR)は、日本との貿易交渉の目標を確定するために公聴会を開催し、関係者からのヒアリングを行った。そこで、一二の農業団体・農産物加工団体とパデュー農務長官が意見を述べた。

日米貿易協定交渉におけるアメリカ側の目標は、この公聴会の内容に基づいて決められる。主な内容は次のこ

とくであった。

アメリカ小麦協会（NAWG）は、「アメリカは、日本でのマーケットシェア五三%を維持してきた。しかし、二〇一九年に入ると、TTP11などの発効により、カナダ、豪州からの小麦価格が七%下がり、四月には一二%下がる。このまま進めば、九年後にはアメリカの大部分のマーケットは無くなる。早急に交渉に入るべき」と早急の交渉入りを主張した。

トウモロコシ生産者協会（NCGA）は、
① TTPがマーケットアクセスのベースラインとなるべき。

② 豚肉について、三年間で輸入関税を廃止するか、差額関税制度（豚肉の輸入価格をkg五四七円以上に保っている制度）を廃止すべき。

③ 少なくとも、アメリカの牛肉と豚肉は、競争国が得ていると同じ関税水準を得るべきとし、「少なくとも、TTP協定並の水準」を要求したのである。

さらに、全国養豚生産者協会（NPPA）は、「差額関税制度が廃止されれば、日本への豚肉輸出は、大幅に増えるであろう」として、差額関税制度の廃止を要求した。

牛肉生産者協会（NCA）は、「すべてのTTP参加国は、TTP協定が批准されたならば、アメリカの牛肉

に対する関税と非関税障壁を廃止すべきである」とした。

また、アメリカ外国貿易協会（NFTC）は、「日米協定は、アメリカがTTPに加わらないことによって失った日本への農産物輸出機会を取り戻す大きな機会である。日本の関税撤廃による利益は、アメリカの米、砂糖、食肉（牛、豚、鶏）、加工食品にとって、最も大きい」と述べた。パデュー農務長官は、「日本との協定が日本とEUとの協定と同等か、それよりよいものになることを期待する」と述べた。

そして、公聴会委員会は、「日米貿易協定は、少なくとも、アメリカの競争国が日本との交渉で得た水準まで、関税と非関税障壁を下げなければならない」としたのである。

アメリカは、官民挙げて、今月に始まる日米物品貿易協定交渉を、日本への大幅な輸出拡大の機会ととらえている。

だが、それは、アメリカ側の一方的な目論見に過ぎない。

(3) 日米貿易協定は日豪EPAを基準とせよ

さる九月中旬に行われた日米首脳会談は、その共同声明（九月二〇日）において、日米貿易協定を次のように

規定した。「交渉を行うに当たっては、日米両国は他方の政府の立場を尊重する」と。

日本の立場としては、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した譲許内容が最大限となる。

トランプ大統領は、直後の記者会見において、「バイ・アメリカン政策を進めていく」とした。

日本についてのバイ・アメリカン政策は、

① 貿易赤字ゼロを目指し、日本に貿易赤字削減を強硬に求めていく。

② 対日貿易赤字の三割を占める自動車・同部品に照準を合わせる。

③ 同時に、アメリカから日本への農産物輸出を拡大する、ことを意味する。

さらに、九月下旬の記者会見で、トランプ大統領は、「日本が自動車について交渉をしようとしたくないのならば、日本の車にもすごい関税をかける」とした。

トランプ大統領は、*「脅せば、日本はアメリカの思い通りになる」*とみているのである。

日米貿易協定は二国間協定であり、日豪EPA（二〇一四年に合意）と同質である。

その日豪EPAにおいて、牛肉の日本の関税は、現行三八・五％（二〇〇）から一五年目に二三・五％（六一）に下げられる。

これに対し、TPPでは、一〇年目に二〇％（五二）に、一五年目に九％（二・三）にまで下げられる。一五年目のTPPでの日本の牛肉関税九％は、日豪EPAの場合の二三・五％の四割にも達しない。TPPは、日豪EPAに比べ、著しく過大な関税削減を日本に課していると言わなければならない。

日米貿易協定は、同じ二国間協定の日豪EPAを基準とすべきである。

アメリカのパデュー農務長官は、一〇月六日、「日米貿易協定において、TPPや日EU・EPAを上回る農産品の関税引き下げを目指す」と語ったと報じられている。

自民党は、七月下旬、*「日米貿易協定においてTPPと同等の譲許はあり得ない」*としたが、茂木TPP担当相は、EPAを念頭に「品目によっては、TPP以上の譲許を否定しない」と語ったとされる。極めて遺憾である。

茂木大臣と日本政府には、日本農業の維持のために、アメリカ政府と真直面から対峙し一步もひかない交渉姿勢を貫くことが問われている。その基準に、同じ二国間協定である日豪EPAが据えられる必要がある。

森林総研研究成果報告

コンテナ苗の特徴と普及拡大に向けて

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林総合研究所 東北支所 育林技術研究グループ

八木橋 勉

はじめに

戦後さかんに造林された人工林の多くが伐期を迎えており、主伐の増加に合わせて再造林が必要な場所が急速に増加しています。

林野庁は、こうした現状をふまえ、平成二六年に山林用主要苗木の標準規格の一部改正を行い、コンテナ苗の標準規格を策定しました。これにより、コンテナ苗の生産および流通の拡大が図られています。本稿では、従来の裸苗との違いに注目しながら、コンテナ苗の特徴と、その普及拡大にあたっての課題について見ていきます。

コンテナ苗とは

林業分野では、コンテナ苗とは、複数の育成孔がある

栽培容器で育成された苗を指します（写真1）。一つの育成孔が分割されていて、それらを一つのトレーにまとめて栽培できるようにしているものもあります。通常は、育成孔に入れる培地には重たい土は用いず、ヤシ殻粉砕物やピートモスなどの有機物を用い、重量を軽減します。

ポット苗との根の形状の違いによる長所

育苗中のコンテナ苗は、ポットがたくさんつながった物で育てられているように見えるため、従来のポット苗と同じだと思われるかもしれません。しかし、根系の形状が大きく異なってきます。

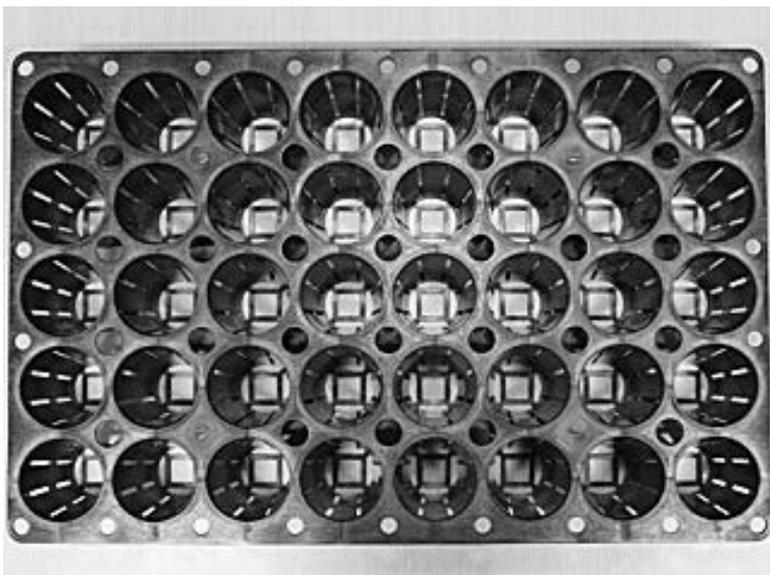
通常のポット苗は、根がポットの形に合わせて、ポットの内面に沿って巻いてしまいます。そうなると、植栽

写真1 コンテナ苗



後に根が締め付けあう形状になり、その後の成長が良くありません。園芸などでは、ポット苗の根が巻いた部分

写真2 サイドスリット型のコンテナ



が多い場合には、巻いた部分の根を切断してから植栽することもありますが、灌水が降雨頼みになる造林作業で

は、活着率を維持するためにも過剰な根の切断は避けられた方が無難ですし、作業効率の上でも現場での手間は可能な限り省く必要があります。

コンテナ苗では、リブ（育成孔の側面内側にある縦方向に細長い突起）やサイドスリット（育成孔の側面にあけた細長い形状の穴…写真2）によって根が内部で巻いてしまうことが無いようになっていきます。このため、植栽後の根の成長が良くなり、それに伴って樹高の成長も良くなります。

裸苗との根の形状の違いによる長所

裸苗の根は比較的長く、活着に重要な細根は、根の先の方に多くあります。また根切り作業や仮植時の影響などで、偏っていることも多いです。このため、植栽後の根の成長を良くするためには、植栽時に比較的大きな穴を掘り、根を丁寧に広げて植える必要があります。

コンテナ苗は、根鉢が細長くなっていて（写真3）、植栽時に大きな穴をあけなくて良いようになっています。このため、コンテナ苗では、地面に小さな穴をあけて、そこに差し込んで軽く踏み固めるだけで良いので、技量を必要とせず、時間も短縮できます。急傾斜地を除けば、同じ作業時間で裸苗の二〜三倍多く植えることができます。また、裸苗と異なり、根鉢があるので、細根

の状態が良く、活着や初期の成長が良くなります。また植栽時期の自由度が大きいことから、作業量の平準化につながることで期待されています。

普及の課題

裸苗と異なり、まだ十分には育苗技術が確立しておらず、品質にばらつきが見られます。特に標準規格策定前

写真3 コンテナ苗の根鉢



のコンテナ苗では、極端な徒長苗も多く見られたため、コンテナ苗本来の性能を発揮できず、倒伏や成長不良が起こり、コンテナ苗の評価を下げてしまった面があります。現在、生産業者の努力で品質は向上しつつあります。特に東北地方ではスギの実生による苗の生産が多いため、一年半から三年かかる育苗期間を、コンテナ栽培によって一年から二年に短縮できるので、コストを削減できる可能性もあります。

また、裸苗よりも価格が高いことも課題です。北欧では、既に労働集約的な生産で効率をあげ、非常に低価格でコンテナ苗が販売されています。しかし、初期の設備投資が必須であり、例えば補助金を利用しても、苗の生産業者には負担になります。また育苗技術の確立までに様々な試行錯誤が必要のため、そこでも経費がかかります。また日本では、北欧に比較して競合植生が多く、苗木がある程度大きく育てる必要があります。競合植生が少なく、苗木のサイズやコンテナ容量が小さくて済む北欧とは条件が異なってきます。

現状では、林道や作業道からの距離が近く、運搬コストよりも植栽効率の方が重要な場合や、裸苗の植栽適期から外れた場合など、単価が高くては植栽作業全体で見れば安くなる場面から使っていくなど、工夫が必要です。

現在森林総合研究所では、東北各県や東北森林管理局など多数の機関と連携し、東北地方各地で裸苗とコンテナ苗の現地植栽試験を行っています。今後も長期的に比較することが必要ですが、少なくとも植栽後数年の成長初期段階においては、スギやカラマツのコンテナ苗は裸苗と同等の成長を示しています。しかし、極端な徒長苗を植栽した事例などでは、コンテナ苗の有利性が発揮されず、むしろ裸苗よりも成長が悪い例もみられます。逆に、形状比の低い、がっしりとしたコンテナ苗を用いると、裸苗よりも初期成長が良い結果となっています。このことから、苗木生産時には、徒長に留意する必要があります。

おわりに

コンテナ苗の品質の向上とともに、より一層コンテナ苗の特徴を生かした利用が可能になり、利用の促進がはかれると考えられます。コンテナ苗の利用は、裸苗の利用の歴史に比べるとまだまだ短く、今後も植栽地や苗の生産現場での知見など、多くの知見を集積し、それを将来の標準規格の改訂に役立てることで、さらに生産性や品質の向上を図っていくことが必要であると考えられます。

新編集委員の紹介（二〇一九年一月就任）

友田 滋夫（トモダ シゲオ）

日本大学生物資源科学部 准教授

一九六七年生まれ。農政調査委員会専門調査員、農村開発企画委員会研究員、都市農地活用支援センター研究員などを経て、二〇一七年四月から現職。研究分野は地域経済。著書に「経済構造転換期の共生農業システムー労働市場・農地問題の諸相ー」（共著）など。

編集後記

謹賀新年。今年も本誌をご愛顧よろしくお願いいたします。

ここ数年來、日本列島は自然災害に見舞われていきます。昨年も西日本豪雨、巨大な台風の襲来、北海道の大地震と続きました。被災された方々には心からのお見舞いを申し上げます。また、東日本大震災の地震・津波により被災された方々、原発事故に伴って避難を余儀なくされた方々など、未だ多くの皆さんが避難生活を続けておられることを忘れてはなりません。

さて、正月の新聞各紙に目をとおし「おっ」と思うことがありました。『原発運転再開に賛成』であろう読売新聞が、東京電力『原発一基分の「洋上風力発電」計画』と一面に掲載。銚子沖などを候補地とすることを念頭に、福島第一原発の事故に伴う廃炉や除染などの費用を賄うためにも、世界の潮流となっている再生可能エネルギーの拡大に活路を見いだす、とあったのです。そして、読売新聞の対極の東京新聞には「原発のない国へ 福島からの風」飼料作物から発電への見出し。奇しくも『左右両派』の新聞がそろって再生可能エネルギーの拡大について触れたのです。素直に喜んで良いことでしょうか。

『飼料作物から発電』は、原発から七キロの福島県富岡町で、ソルガム（コーリヤン）によるバイオガス発電の実証試験がスタートするとの内容。放射能で汚染された同町では、除染のために農地を五〜十センチ剥ぎ取り、山砂を投入したため土地は痩せ、風評被害の不安もあって、事故から八年近く経過した今も農業はほとんど復興していないとのこと。ソルガムで発電できることが証明されれば農家は利益を得ることができずし、ソルガム伐採後の根や茎をトラクターで土にすき込むことで養分にし、将来の農産物生産に備え地力を回復させる効果もあるとのこと。この実証試験の成功を祈りたいものです。

（花村）